

本縣に於ける漁業取締並魚族の蕃殖保護の爲公布したる命令は明治三十五年七月縣令第五十號を以て縣下河川に於て鵜を使用する漁業にして從來より繼續せる漁業者に限り縣廳に届出鑑札を受けしめ其の他は禁止せり、同三十六年採藻取締規則を公布し食用以外の藻類を採取する者は凡て許可を受け鑑札を携帯せしめ又採取の禁止期間を制定し之に一部改正を加へ現今に及へり、又同年十二月縣令第九十九號河川漁業の保護區域を制定したるも同三十八年に至り縣令第一號を以て免許漁場保護區域並該保護區域内に於て漁業の妨害となるべき行爲の制限を制定し其の後一部に改正を加へ現今に及へり、同三十七年縣令第四號を以て漁業取締規則を公布し定置漁業に該當せざる柁網類漁業外二十種は知事の許可を受け鑑札の携帯を要し魚介類採捕の制限、漁具の制限を爲したり。

更に明治四十四年三月之を廢止し新に漁業取締規則を公布し其後數度の一部改正を加へ現今に及へり、降て大正八年十月遊漁取締規則を公布し船を使用し遊漁を爲す者は鑑札を受けしめ大正十五年郡役所廢止と共に知事又は市長に届出鑑札を交付するに至り。次に許可を與へたる漁業の種類件數を示せば左の如し

許可漁業種類別件數

漁業名稱	件數	漁業名稱	件數	漁業名稱	件數
...

撒餌釣	二、八七三	手操網	四六五	ワイナ地曳	一四八	トウゴロ建網	一〇
打瀬網	八二〇	蟹刺網	三四三	吾智網	一四三	鯿地曳網	一
蝦漕網	七〇一	鮎建網	一九七	ワチ建網	一三三	總件數	10,144
鳥介網	六六五	鮎建網	一九五	海鼠桁網	一三二	百件未滿ノ漁業	九五
銚突網	五六二	ワイナ船曳	一五七	海鼠桁網	一三五	名稱數	一、七五四
海鼠漕網	四六七	袋付建網	一五二	鮎建網	一一三	右總件數	

第五 水産施設

一、水産試験場

(1) 沿革

本縣に於て水産業に關する試験を實施せしは、明治二十六年に於て製造試験費を支出し小型乾燥機を造り火力乾燥試験を行ひたるを創始とし、爾來水産製造品の改良を圖る目的を以て乾燥機の試験並指導獎勵を行ひ來りしか、明治三十二年に至り獨立の試験期間を設置し漁撈製造養殖に關する各般の試験及調査を進むるの必要を認め、之か經費を縣會に提案し協賛を経たるを以て、明治三十三年に水産試験場を設立

し縣廳内に於て其の業務を開始せしも、同三十五年度に御調郡三原町に其の事務所を移轉し、専ら水産業に關する試験、調査、講習、講話並實地指導を行ひつゝありしか、其成績良好ならさるとの理由に依り明治四十二年度限にて之を廢止し、爾來縣商工課に於て水産改良費の名目にて技術員を置き斯業の指導獎勵に努め來りしか、時代の進運と本縣水産の現況は水産試験場再興の必要を感ずること切なるものあり、偶々大正九年通常縣會に於て水産試験場設立の建議案か滿場一致を以て可決せられたるにより、同十年通常縣會に之か設立の經費を提案し協賛を経て、同十一年四月より本場を再設し縣廳内に於て業務を開始するに至れり。而して本場に於ける試験調査及指導獎勵の徹底を期する爲、同十二年沼隈郡鞆町及廣島市（當時佐伯郡）草津町に支場を設置し、鞆支場に於ては漁撈及製造に關する業務を草津支場に於ては養殖に關する業務を何れも同年十二月より開始するに至れり。

(四) 設 備

本場は縣廳商工水産課内にありて敷地及建物の設備を有せざるも、鞆及草津支場の敷地建物は左の如し。

鞆 支 場

敷地面積六百坪にして全部鞆町の寄附に係り、建物總坪數九十六坪二合五勺其の工費一萬七千三百一圓七十五錢にして建物の内譯は左の如し。

本 館 木造二階建洋館、建坪二十八坪五合 事務室、研究室、應接室、宿直室、階上に講話室及標本室あり。

附 屬 舍 木造平家建、建坪十四坪二合五勺 小使室、湯沸場、物置、便所

漁具製造室 木造平家建、建坪十五坪

乾燥室 木造平家建、建坪十三坪

調理室 同 上 同 二十五坪五合

草津支場

敷地面積三百坪にして全部草津町の寄附に係り、建物の總坪數四十七坪二合五勺其の工費一萬九百七十二圓五十八錢にして建物の内譯は左の如し。

本 館 木造二階建洋館、建坪二十八坪五合 内譯は鞆支場と同じ

附 屬 舍 木造平家建、建坪十四坪二合五勺 内譯は鞆支場と同じ

實 驗 室 木造平家建、建坪四坪五合

尙草津支場敷地内に廣島海苔水産組合の所有せる松井式電熱利用生海苔乾燥室あり。試験、調査及作業船等の設備左の如し

(a) 銀 鷗 丸

船型及船種 二檣ケツチ型木造帆船(補助機關付)

重要寸法 長七一呎七一 幅一七呎二五、深七呎二一

總噸數 五四噸八八

機關の種類 新潟鐵工所製ディーゼル機關、純百馬力

速力 八節四分之二

用途 主として瀬戸内海以外の縣外漁業の試験、調査並出漁及移住漁業者の誘掖、保護、

指導用務に使用す。

(b) 廣 島 丸

船型及船種 二檣ケツチ型木造帆船(補助機關付)

重要寸法 長五〇呎、幅一一呎六、深五呎三

總噸數 一六噸八六

機關の種類 ポリソナー式石油發動機、純二十馬力

速力 六節

(c) 小型調査船

船型 和船型

重要寸法 長三〇尺、幅六尺、深二尺二

機關の種類 無點火式石油發動機 六馬力

速力 六節

用途 主として縣内漁業試験、調査、指導用務に使用す。

(d) 内灣觀測船

船型 和洋折衷型

重要寸法 長八米四、幅一米六、深〇米八

機關の種類 電氣着火式石油發動機六馬力

速力 八節

用途 主として廣島灣内養殖場の觀測及養殖に関する試験調査に使用す。

養殖試験地

牡蠣養殖(種子場)試験地	廣島市	草津町	三〇アール
牡蠣養殖(種子場)試験地	佐伯郡	五日市町	五〇アール
同(實入場)同	同	大野村	二二アール
垂下式養殖(養育場)同	同	嚴島町	一〇アール
海苔養殖(種子場)同	廣島市	草津町	一〇〇アール
同(養育場)同	同	江波町	九五アール
同(同)同	同	仁保町	二〇アール
車蝦蓄養試験地	豊田郡	中野村	水面積一四アール
			池二面、附屬小舎

水産試験場累年経費内譯表 (決算高)

科目	年度							同(八年)度(豫算)
	大正十一年	大正十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年度	同三年度	
經常部	二一、四	二二、四	二二、四	一九、四	三九、四	三一、四	三三、四	三一、四
水産試験場費	三九〇、六二〇	一三六、九三〇	一六三、九三〇	五三、四五〇	二二七、七六〇	五三、五三〇	一三、九七〇	三、〇〇〇
俸給	七、七	七、七	七、七	七、七	八、八	七、七	八、八	八、八
	一〇三、六三〇	〇七五、五四〇	二二七、八六〇	四九九、八七〇	〇〇五、五五〇	八二七、八四〇	六四五、七二〇	八九九、九二〇
	一一、一	一一、一	一一、一	一一、一	一一、一	一一、一	一一、一	一一、一
	一五〇、九三〇	四四〇、五三〇	二七九、二一〇	〇三二、三八〇	〇七三、六一〇	八六五、六七〇	一五五、二二〇	八二九、七二〇
	一五六、〇〇〇	—	一〇〇、〇〇〇	二二五、〇〇〇	—	—	—	—
	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
	五三三、〇〇〇	八〇九、〇〇〇	五九三、〇〇〇	六二一、〇〇〇	三八二、〇五〇	六九二、五五〇	七六六、八二〇	九二六、四二〇
	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
	一四〇、〇〇〇	九一、〇〇〇	一〇四、〇〇〇	七六九、〇〇〇	一七一、〇〇〇	〇六四、〇〇〇	四二二、〇〇〇	八二、〇〇〇
	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
	九〇六、〇一〇	六九九、八四〇	九〇六、七四〇	六八三、一一〇	五七九、二二〇	七〇八、〇五〇	八一四、三〇〇	六七五、三三〇
	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
	一五六、八九〇	三八二、九五〇	六一七、六五〇	五二〇、七〇〇	〇六〇、五六〇	八五八、二二〇	四〇二、二八〇	〇八八、二七〇
	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
	四四六、二九〇	四二六、三九〇	四九三、六〇〇	一七二、九〇〇	六一三、四四〇	五九二、〇九〇	三三八、九〇〇	五一九、五五〇
	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
	六〇四、九六〇	九七五、三〇〇	九九六、八九〇	五六四、二七〇	八〇四、三二〇	三四四、七四〇	五五〇、八九〇	七一三、七七〇
	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
	二四六、三二〇	四二〇、九九〇	五三九、〇八〇	三二、七九〇	三六二、九九〇	三三二、九八〇	三三三、〇〇〇	三五八、七八〇
	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
	—	三三、七五〇	一〇九、五〇〇	一〇九、五〇〇	一〇九、五〇〇	一〇九、八〇〇	一〇九、五〇〇	九五、七〇〇
	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
	七二三、六五〇	—	—	—	—	—	—	—
	二、八〇〇	—	—	—	—	—	—	—

科目	年度							同(八年)度(豫算)
	大正十一年	大正十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年度	同三年度	
旅費	二、二	二、二	二、二	二、二	二、二	二、二	二、二	二、二
恩給	—	—	—	—	—	—	—	—
給與	一五六、〇〇〇	—	一〇〇、〇〇〇	二二五、〇〇〇	—	—	—	—
賞與	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
諸備費	九〇六、〇一〇	六九九、八四〇	九〇六、七四〇	六八三、一一〇	五七九、二二〇	七〇八、〇五〇	八一四、三〇〇	六七五、三三〇
備品費	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
消耗品費	一五六、八九〇	三八二、九五〇	六一七、六五〇	五二〇、七〇〇	〇六〇、五六〇	八五八、二二〇	四〇二、二八〇	〇八八、二七〇
試験費	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
通信運搬費	四四六、二九〇	四二六、三九〇	四九三、六〇〇	一七二、九〇〇	六一三、四四〇	五九二、〇九〇	三三八、九〇〇	五一九、五五〇
賄費	六〇四、九六〇	九七五、三〇〇	九九六、八九〇	五六四、二七〇	八〇四、三二〇	三四四、七四〇	五五〇、八九〇	七一三、七七〇
輸出向種牡蠣養殖試験費	—	三三、七五〇	一〇九、五〇〇	一〇九、五〇〇	一〇九、五〇〇	一〇九、八〇〇	一〇九、五〇〇	九五、七〇〇
	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一	一、一
	七二三、六五〇	—	—	—	—	—	—	—
	二、八〇〇	—	—	—	—	—	—	—

車蝦蓄養試驗	費	五四、五〇〇	五六八、〇〇〇	四一、五〇〇	一四四、五〇〇	五七八、七五〇	五三八、三五〇	五四八、〇六〇	七五二、〇〇〇	三四七、二八〇	二、六二七
雜費	費	四〇一、一〇〇	三九三、六四〇	六三〇、四一〇	九三二、〇一〇	五五七、八三〇	〇六四、六一〇	四三三、七八〇	四四一、五〇〇	五九七、三〇〇	一、五九九
修繕費	費	一九、〇〇〇	六九八、四〇〇	六三〇、四一〇	九三二、〇一〇	五五七、八三〇	〇六四、六一〇	四三三、七八〇	四四一、五〇〇	三八〇、三六〇	二、四四四
臨時部	費	二七五、〇〇〇									
水産増殖費	費										

昭和八年度廣島縣水産試驗場豫定事業概要

部別	種別	事業概要	施行場所	施行期間
漁	指	縣外漁業試驗調 査並出漁移住者 導	朝鮮全羅南道 及 慶尙南道海面	自五月 至十月
漁	指	動力付漁船利用漁業試驗指導、漁業細密調査、人工漁礁設置、適地調査指導、重要生物ノ生態及稚魚ノ蕃殖保護調査、漁具調査及魚具染料試驗等ヲ施行シ、以テ縣内漁業ノ改善發達ニ資セムトス。		
漁	指	本場漁業指導船銀鳴丸ヲ朝鮮海ニ派遣シ、縣下ニ於ケル主要ナル釣漁村ヨリ撰拔連行セル動力付漁船數隻ト連絡ヲ執リ、各種ノ延繩及釣漁業ニ關スル調査、試驗、指導ヲナシ、其ノ傍ラ隨時必要ニ應ジテ他ノ適種漁業ノ調査、指導ヲナシ、並本縣ヨリ朝鮮海ニ出漁移住セル者ノ誘掖保護指導ノ任ニ當ラシメテ以テ漁場ノ探險擴張ト事業經營ノ合理化ヲ圖リ縣外漁業ノ改善發達ニ資セムトス。		

部 造 製			部 撈	
雜 試 驗	化 水 防 止 製 品 試 驗	乾 燥 機 試 驗	海 洋 觀 測 調 査	縣 内 漁 業 試 驗 調 査
(一) 牡蠣水煮熟詰製造試驗、牡蠣ノ利用法研究ノ爲本試驗研 (二) 魚貝類加工豫備試驗、あみ、このしろ其ノ他ノ魚貝類ヲ 利用シ、新規製品ノ加工試験ヲ行ハムトス。	煮乾鱈、乾鱈其ノ他水産乾製品ノ脂肪酸化ヲ防止シ貯藏中 並ニ於ケル外観及食味ノ惡變ヲ防止スル目的ヲ以テ脱脂方法 並ニ於ケル外観及食味ノ惡變ヲ防止スル目的ヲ以テ脱脂方法 並ニ於ケル外観及食味ノ惡變ヲ防止スル目的ヲ以テ脱脂方法	煮乾鱈、煮乾蝦其ノ他魚類ノ乾燥ニ熱風吹込式乾燥機ヲ、 瀝海苔ノ乾燥ニ電熱利用乾燥機ヲ利用スル試驗及指導並テ 記各重要水産製品タル乾燥室利用ノ試驗及指導ヲ行ヒ、以テ 本縣重要水産製品タル乾燥室利用ノ試驗及指導ヲ行ヒ、以テ 圖ラムトス。	航行並同時遊漁ニ於ケル定期海洋觀測、航行並同時遊漁ニ於ケル定期海洋觀測、 變遷ニ伴フ漁況ノ豫察資料タルシメムトス。	動力付漁船利用漁業試驗指導、漁業細密調査、人工漁礁設置、 適地調査指導、重要生物ノ生態及稚魚ノ蕃殖保護調査、 漁具調査及魚具染料試驗等ヲ施行シ、以テ縣内漁業ノ改善發達 ニ資セムトス。
廣縣 下 島 一 市 圓	廣縣 下 島 一 市 圓	草津 支 場	縣 下 一 圓	縣 下 一 圓
周年 隨時	周年 隨時	自一 至三 月	周 年	周 年 隨 時

一般	部		
	調査、指導	飼虫委託増殖	車蝦蓄養試験
講習、講話、調査、指導	調査、指導	飼虫委託増殖	車蝦蓄養試験
<p>教員水産講習會、船舶職員養成講習會、銀鷗丸巡回講演會ヲ開催スル外當業者ノ申請ニ應ジ水産業ニ關スル調査、鑑定、設計、指導、講習、講話等ノ業務ヲ施行セムトス。</p>	<p>廣島灣内貝藻類養殖場ニ於ケル海洋觀測及養殖用板市牡蠣採苗ノ適地探査並淺海干瀉業ノ發展ニ資セムトス。</p>	<p>農林省ヨリ委託セラレタル試験ニ付テ、釣漁用餌虫タル俗稱「あかむし」及「ほんむし」ノ二種ニ付テ、増殖ノ能ハ再増殖ヲ積極的増殖ノ奨励スルノ資ニ供セムトス。</p>	<p>縣下沿岸ニハ車蝦蓄養ノ適地尠カラス、又地方ニ依リテハ之ガ種苗ノ供給モ多キヲ以テ、縣内ニテハ、蓄養ニ關スル事項ニ關スル試験期間ヲ延長シ、他ノ目的ハ一般鹹水魚養殖ニ關スル基礎試験ニモ着手シ、縣下ニ相當多キ廢止鹽田利用法考究ノ資ニ供セントス。</p>
縣下一圓	縣下一圓	廣島市草津町 五日市郡	中野村
周年隨時	周年隨時	周年	周年

殖	養			調査指導
	對米輸出試驗成向	海苔養殖試験	牡蠣養殖試験	
對米輸出試驗成向	海苔養殖試験	牡蠣養殖試験	調査指導	<p>(一) 新規銘産品ノ製造ニ關スル豫備調査 (二) 海苔製造並検査指導</p>
<p>對米輸出試驗成向ニ關スル試験ヲ施行シ、養殖ノ荷造及輸送ノ時期及方法ニ關スル試験ヲ施行シ、以テ斯業ノ發展ニ資セムトス。</p>	<p>並種養殖試験ニ依リテ、養殖ノ改良ニ關スル調査ヲ行ヒ、以テ斯業ノ改良ニ資セムトス。</p>	<p>早種養殖及遅種養殖ノ相互交換移殖ニ依ル養殖期間ノ延長試験ヲ行ヒ、以テ協定セム。</p>	<p>垂下式養殖法ニ依ル採苗法及育成實入ノ速進ニ關スル試験ヲ行ヒ、以テ協定セム。</p>	<p>縣下一圓 廣島市草津町 沼限郡水呑村</p>
廣島市草津町 五日市郡	廣島市草津町 同江波町 同仁保町 佐伯郡大竹町	廣島市草津町 佐伯郡嚴島町	縣下一圓 廣島市草津町 沼限郡水呑村	<p>周年隨時 自十月 至三月</p>
周年	自十月 至三月	周年	周年隨時 自三月	

水産増殖事業費 一〇、四〇九 俸給 二、〇一〇 旅費 八〇〇 諸備給 二、八三三 備品費 三三二 作業費 四、四七三

二、水産奨励

(1) 奨励補助概況

本縣に於ける漁業狀勢は漁民數に比し漁場面積狹隘なるを以て勢其の生産を遠洋出漁に求めざるへからざる自然の要求に依り、勇敢なる漁業者は他府縣に卒先して夙に朝鮮海に出漁を開始し累年出漁船數を増加しつゝありしと雖、縣下漁業の狀態と朝鮮海漁業の有望なるに着眼し、明治三十三年水産試験場設立と共に朝鮮海漁場の探檢調査を計畫し、同年より翌三十四年度に亘りて咸鏡道より京畿道に至る沿海漁場の調査を爲し、其の結果幾多の新漁場、新漁法あるを認め縣下漁業者に警告して從來全く通漁者なかりし地方に通漁を見るに至りしも、當時其の事業計畫並方法宜ろしきを得ざりし爲不覺の失敗に終りしも、其の結果に鑑み縣に於て試験調査を行ひ以て適切なる指導奨励の途を講ずるの必要を認め、明治三十八年以來年々漁業指導船を朝鮮海に派し試験調査並出漁者の誘掖保護指導に任し來りし結果朝鮮海漁業の有望なることを確認するに至れるを以て、之が積極的助長の策を講ずる爲明治四十四年に至り朝鮮海出漁奨励規程を制定し、打瀬網、藻打瀬網及鯛延繩漁業の三種を撰ひ五隻を以て一團體を組織し五ヶ月以上朝鮮海に出漁

する者に對し奨励金を交付せしが翌四十五年に至り朝鮮漁業取締規則の實施に依り藻打瀬網を禁止せられたるを以て前記奨励規程中より本漁業を削除せり。其の後大正四年に至り關東州方面に於ける鯛延繩漁業の有望なるを聞知し縣下より出漁する者あるに至れるを以て、之か助成を圖る爲朝鮮海に限定せる出漁區域を關東州、露領沿海州及膠州灣方面に擴張せり。然るに大正五年に至り朝鮮海其の他の漁業狀勢に鑑み出漁奨励の範圍を一層擴張して團體出漁のみならず單獨出漁に對しても奨励金を交付することとし、更に一面には愛知型打瀬網漁船の建造を奨励する爲從來の朝鮮海出漁奨励規程を廢止し新に漁業奨励規程を制定せり。

爾來大正十三年に至る間同奨励規程に依り朝鮮及關東州海面に出漁を奨励すると共に、漁業指導船廣島丸を派遣し漁場調査並出漁者の誘掖保護指導に任せしめ以て漁期漁場の變遷に伴ふ漁場の轉換移動を誘導し來りし結果第四章第一節第三項外海漁業に詳記せる如く朝鮮海漁業の覇を掌握するに至り、又打瀬網漁船の改良は豫期以上の効果を收め縣下打瀬網漁船の大部分は愛知型に改造せらるゝに至れるを以て、時代の進運に適應せる漁業奨励の方針に變更する爲大正十三年十二月漁業奨励規程を改正し、出漁奨励金は原則として機關付漁船を以て瀬戸内海以外の海面に於て四ヶ月以上漁業に従事する者に交付し、漁船奨励金は沖合漁業に従事する目的を以て總噸數十噸未滿の漁船を新造する者に交付し、以て外海漁業の助長發達に

沼隈郡走鳥村	沼隈郡走鳥村	船溜場新設	六、六六七円	昭七年度昭八年度	一三、三三三円	二〇、〇〇〇円	昭七年度昭八年度	五、〇〇〇円	九、九九九円	一四、九九九円
事業經營主体	設置場所	設備ノ種類	工事費	計	助成金	計	計	計	計	計

(ホ) 船溜設備補助金交付一覽 (匡救事業)
昭七年度昭八年度 繼續事業の分

種目	昭和四年度		昭和五年度		昭和六年度		昭和七年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
藻介	二	二九八、〇〇円	一	一九〇、〇〇円	一	三七〇、〇〇円	二	一九六、〇〇円
浅藻	一	三三、〇〇円	三	一八五、〇〇円	二	九〇、〇〇円	一	一〇八、〇〇円
移殖	一	三三、〇〇円	一	一五三、〇〇円	一	二二、〇〇円	一	一一七、〇〇円
牡蠣種苗配給	一	三八〇、〇〇円	一	一七四、〇〇円	一	七〇、〇〇円	一	一六三、〇〇円
垂下式養殖	二	三八〇、〇〇円	一	二二、〇〇円	一	二五九、〇〇円	一	一五一、〇〇円
海鼠増殖	一	一、〇〇〇、〇〇円	七	九三三、〇〇円	八	一、〇〇〇、〇〇円	一〇	八〇〇、〇〇円
合 計	五	一、〇〇〇、〇〇円	七	九三三、〇〇円	八	一、〇〇〇、〇〇円	一〇	八〇〇、〇〇円

(ニ) 水産増殖獎勵金交付件數

年 度	船 數	年 度	船 數	年 度	船 數	年 度	船 數
大正八年	八隻	大正十二年	九隻	昭和二年	六隻	昭和六年	五隻
大正九年	八隻	大正十三年	一五隻	昭和三年	九隻		
大正十年	一三隻	大正十四年	一七隻	昭和四年	二八隻		
大正十一年	二三隻	昭和元年	七隻	昭和五年	三三隻		

(ハ) 漁船改良獎勵交付金船數

年 度	船 數	年 度	船 數	年 度	船 數	年 度	船 數
大正八年	三隻	大正十二年	九隻	昭和二年	七隻	昭和六年	三隻
大正九年	一隻	大正十三年	一三隻	昭和三年	三隻		
大正十年	一隻	大正十四年	一五隻	昭和四年	五隻		
大正十一年	三隻	昭和元年	七隻	昭和五年	八隻		

設置場所	昭和七年度		昭和八年度	
	規模	金額	規模	金額
安藝郡	大—小—	四〇〇円	大—小—	二、〇〇〇円
佐伯郡	大—小—	八〇〇	大—小—	一、六〇〇
賀茂郡	大—小—	八〇〇	大—小—	四〇〇
豊田郡	大—小—	一、六〇〇	大—小—	二、八〇〇
御調郡	大—小—	四〇〇	大—小—	二、〇〇〇
沼隈郡	大—小—	一、六〇〇	大—小—	二、〇〇〇
計				
				三、六〇〇

(ハ) 築磯設備補助一覽 (匡救事業)
 昭和七、八年度の分 (經營主体 廣島縣水産會)

事業主体	設置場所	事業種類	工事費	助成金
豊田郡忠海町	豊田郡忠海町長濱	船溜場新設	五、六〇〇	四、二〇〇
沼隈郡水呑村	沼隈郡水呑村竹ヶ端	船溜場新設	二、八〇〇	二、一〇〇
計			三、三三三	二四、九九九

昭和八年度

事業主体	設置場所	事業種類	工事費	助成金
同郡横島村	同郡横島村	船溜場新設	一〇、三五〇	二〇、七〇〇
御調郡吉和村	御調郡吉和村	船溜場新設	五、〇〇〇	九、九九九
豊田郡豊濱村	豊田郡豊濱村	船溜場新設	一一、六五〇	二二、九九九
賀茂郡川尻町	賀茂郡川尻町	船溜場新設	四、九九九	一四、九九九
機船水産組合	機船水産組合	船溜場新設	二、二九九	三、九九九
佐伯郡沖村	佐伯郡沖村	船溜場新設	二、四九九	七、九九九
同郡大野村	同郡大野村	船溜場新設	二、四九九	七、九九九
安藝郡下浦刈島村	安藝郡下浦刈島村	船溜場新設	二、〇〇〇	七、九九九
計			一〇三、九九七	一五五、九九三
佐伯郡玖珂町	佐伯郡玖珂町	船溜場新設	一六、五三三	一三、三九九
安藝郡音戸町	安藝郡音戸町藤ノ脇	船溜場新設	二、八〇〇	二、一〇〇
安藝郡上浦刈島村	安藝郡上浦刈島村	船溜場新設	五、六〇〇	四、二〇〇

合	沼 隈 郡					御 調 郡				
	計	千 年 村	横 鳥 村	田 鳥 村	走 鳥 町	計	吉 和 村	土 生 村	余 崎 浦	歌 浦
三	一	一	一	一	四	一	一	一	一	四
三三、一〇〇	一、〇一〇	一、八〇〇	一、四一六	一、四一六	五、六四二	一、三四一	一、四六六	一、一六〇	一、三七三	五、三四〇
二三	一	一	一	一	四	一	一	一	一	二
(事務所共)	二五八	五三三	七六六	四八二	二、〇〇九	七七〇	五五〇	一、三二〇		
九、七三五	二五八	五三三	七六六	四八二	二、〇〇九	七七〇	五五〇	一、三二〇		
一〇	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一
四、〇〇〇	三六六	三六六	三六六	三六六	七三二	一	一	一	一	一
五三	一	一	一	一	三	一	一	一	一	一
一〇、〇〇〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	四、九〇〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	一、五九〇	四、九〇〇
五六、八四五	二五八	一、七二六	二、三三三	七、一八二	八、九〇三	八、七〇一	二、八一六	一、一六〇	一、三七三	九、〇五〇

郡	田 豊 郡					賀 茂 郡				計	
	計	高 崎 町	忠 海 濱	能 地 濱	須 波 村	大 崎 下 島	東 生 口	廣 尻 村	三 津 口		川 尻 町
七	一	一	一	一	二	一	一	一	一	三	四
六、三六六	六六〇	一、〇三三	一、〇〇〇	一、二五〇	一、一六〇	九六三	一、〇八〇	一、〇四六	一、二四三	三、三六九	三、〇五二
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三	一
(事務所共)	四三二	四三二	二五二	五三三	三〇八	二七〇	一、二〇六	五三〇	一八六	一、二〇六	四六〇
一、七九五	四三二	四三二	二五二	五三三	三〇八	二七〇	一、二〇六	五三〇	一八六	一、二〇六	四六〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三六六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇	一、九一〇
一〇、〇九一	一、七八三	一、〇二八	一、三〇〇	二、二五二	一、四六五	一、二二三	五、七二九	五、五三〇	一、〇八〇	二、二八六	三、八七八

第六 水産關係團體

一、廣島縣水産會

明治十九年本縣漁業慣行調の調印を了へ恰も農商務省に於ては省令を以て漁業組合準則を定められたるを期とし、佐伯郡草津町河面道三郎及沼隈郡鞆町猪原康平の兩氏は縣下各漁村を遊説し又一面には縣廳郡役所の援助を得て、明治二十年廣島縣漁業組合を創立せり。當時組合員約二萬人事務所を廣島市水主町に設け組合頭取として猪原氏理事會計として河面氏之に當り、下浦、上浦、大芝、豊浦、芽刈、深沼の六漁區に支部を置きたり。明治二十八年に至り本組合を解散し各支部を獨立せしめ六ヶ漁業組合を創立し、爾來年々各漁業組合は會合協議をなせしも其の後各漁業組合とも振はず自然消滅の形となりたるもの等あり。降つて明治三十八年に至り縣下全体の漁業者を一團とせる廣島縣水産會を設立し、縣よりは年々補助金の交付を受け會長を知事に評議員を各郡より一名宛選任し業務を繼續施行し來りたるも明治四十二年以後有名無實の状態となりしを以て大正四年漁業法に基き廣島縣水産組合を組織し、各種の指導獎勵其他共同施設事業を施行し相當活動するに至りしも、偶々大正十年六月水産會法の施行を見るに至りたるを以て、本會を組織すへき郡市水産會を設立するため同年七月七日縣下水産業有力者の會合を催し夫々郡市水産會創

立の運に至り、同年中に沼隈郡水産會外六郡水産會の設立を見るに至りしを以て同年十二月二十日本會創立總會を開催し成規の手續を爲し同月二十七日設立の認可を得たり。

而して本會の設立を見るに當り廣島縣水産組合解散せられたるを以て本會に於て同組合の事業を全部繼承し且殘餘財産は全部寄附を受けたり。大正十二年廣島翌十三年尾道の兩市水産會設立し亞て昭和六年太田川、吳市水産會設立を見、沿海各郡市全部に水産會の設立あり。本會員として二市九郡の十一ヶ水産會を有し事務所を本縣廳内に置き業務を施行す。

一、經費

本會創立以來の經費は左の如し

大正十年度	金八百五十圓	(決算)
大正十一年度	金一萬五千百五十二圓	(決算)
大正十二年度	金一萬三千四百八圓	(決算)
大正十三年度	金一萬千五百二十五圓	(決算)
大正十四年度	金一萬五千三百五十五圓	(決算)
大正十五年度	金一萬二千四百圓	(決算)
昭和元年度	金一萬二千四百圓	(決算)

昭和二年度	金五萬四千八百八十六圓	(決算)
昭和三年度	金一萬七千三百四十二圓	(決算)
昭和四年度	金二萬一千二百五十二圓	(決算)
昭和五年度	金二萬三千七百五十七圓	(決算)
昭和六年度	金二萬百九十九圓	(決算)
昭和七年度	金六萬二千二百七十二圓	(豫算)
昭和八年度	金四萬三千八百七十二圓	(豫算)

二、施設事業並成績

(一) 漁業組合理事協議會

大正十一年度より同十四年度まで四ヶ年間毎年一回縣下漁業組合理事の會合を主催し、組合業務の打合、時事問題の講究及各組合より提出の問題を協議し、其結果に依り夫々實行を期し相當漁業界に貢獻する所ありたるも、大正十五年縣下漁業組合聯合會を組織せらるゝに及び本事業を廢止せり。

(二) 水産大會

大正十一年度に於て水産大會を開催し、各郡市水産會、漁業組合代表者其他水産關係業者等二百七十餘名

會合し、水産學校の設置、魚市場取締規則の制定、工場排出物の鑛毒有害物拋棄等に對する取締に關する決議を爲し、本縣知事に建議せしに右の内魚市場規則は大正十五年四月公布を見たり。尙昭和二年度に於て瀬戸内海水産聯合會昭和四年度に於て廣島縣水産大會(第二回)全國漁業組合大會、全國淺海利用研究大會、全國魚田振興大會を開催し水産業の振興發展に寄與せり。

(三) 會報發刊

大正十一年度以來發刊し來り本年度まで繼續して水産關係者に配付す

(四) 漁業組合講話會

大正十一年度以來繼續施行し、農林省、縣廳及水産試驗場より講師の派遣を得て縣下各漁村に於て講話會を開催し、水産業者の智識向上並漁業組合業務發展に努めたり

(五) 水産視察員派遣

大正十一年度以來繼續施行し、優良水産會、漁業組合並一般水産業及各府縣水産施設視察の爲視察員を派遣せり其の視察地は左の如し

大正十一年度 徳島、香川、和歌山、愛知、静岡、千葉、兵庫縣へ九名

大正十二年度 福岡、長崎、熊本、大分の各縣へ三名、朝鮮へ十名、關東州へ五名

大正十三年度 香川縣へ三名、愛媛縣へ二名、静岡縣へ三名
 大正十四年度 山口縣へ六名、朝鮮へ一名
 大正十五年度 愛媛縣へ八名
 昭和元年度 朝鮮へ十一名
 昭和二年度 大阪府へ六名
 昭和三年度 大分縣へ三名、大阪府、兵庫縣へ一名
 昭和四年度 岡山縣へ八名
 昭和五年度 高知縣へ七名
 昭和六年度 徳島縣へ八名
 昭和七年度 徳島縣へ八名

(六) 移住漁村

移住漁村の經營は大正五年に施行せる本縣生産調査の結果に基き第一期經營として毎年二十戸宛十ヶ年間に二百戸を移住せしむる計劃を以て朝鮮慶尙南道統營及全羅南道麗水に移住地を選定し、大正七年度より廣島縣水産組合に於て之を實施し敷地は海面を埋立し之に家屋を建築し漸次漁業者を移住せしめたり。

然るに大正十一年水産組合解散せらるゝに當り本會に於て本事業を繼續實施し、統營に家屋二十六戸移住者百四十餘人、麗水に四十二戸移住者二百十餘人にして、主なる漁業は打瀬網、延縄、手釣等にして一ヶ年の漁獲高二十數萬圓を算するに至れり。
 而して本事業開始以來の事業施行狀況は左の如し

年 度	経費支出額	統 事 業	施 行 状 況
大正七年	一、四九八 <small>円</small>	移住地選定	移住地選定敷地購入
大正八年	二、七七三	敷地埋立	ナシ
大正九年	六、七〇〇	家屋十四戸建築	家屋十四戸建築
大正十年	六、九〇〇	家屋六戸建築	敷地埋立
大正十一年	六、一五六	家屋六戸建築	家屋十二戸建築
大正十二年	七、二二八	ナシ	家屋十戸建築
大正十三年	四、七〇三	ナシ	家屋六戸建築
大正十四年	五、八九四	ナシ	ナシ
大正十五年	二、一三六	敷地埋立	
昭和元年			

昭和二 年	昭和三 年	昭和四 年	昭和五 年	昭和六 年	昭和七 年	昭和八 年	計
三、九八二 敷地購入、集會場建築、 活魚運搬船購入	五三三 ナシ	一、三二〇 道路建設	二、五三七 ナシ	一、三二〇 ナシ	七三三 ナシ	八、二五三 家屋土地、修繕見込	家屋土地、修繕見込 埋立地四四アル七六 山林六七アル九四 水田七一アル二四 道路中六米長三〇八米 集會所一棟 家屋二十九戸
ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	家屋 四十二戸
宅地 一七アル六一	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	田畑 八二アル一二 林 一一一アル二四
視察ノ結果移住漁村建 設豫定地トセリ	ナシ	田、林購入	水田、林購入	林購入	林、田、畑購入見込		

(七) 共同施設事業奨励

大正十一年度以來本會より補助金を交付して奨励したる事業は左の如し

年 度	事 業	交 付 者 名	年 度	事 業	交 付 者 名
-----	-----	---------	-----	-----	---------

大正十一年度	石油集魚燈應用 傳習	安藝郡水産會	大正十二年度	鮮魚運搬器改良	平 漁業組合
同	水産品評會開催	賀茂郡水産會	同	築磯設置	廣島 漁業組合
同	蛸養殖試験	藤江村漁業組合	大正十四年度	共同販賣	宇品 漁業組合
同	海苔乾燥器設置	仁保村海苔業組合	大正十五年 昭和元年度	同	廣島縣漁業組合
同	鮮魚運搬器改良	沼隈郡水産會	昭和七年度	同	同
同	築磯設置	忠海町漁業組合	同	同	同
同	乾燥器設置	川尻漁業組合	同	同	同
大正十二年度	乾燥器設置	鞆原業漁組合	同	同	同

以上の外郡市水産會に於て施行の適當と認めたる事業に補助金を交付し事業の完成に助力せり

(八) 水産品評會

大正十二年度本縣水産試験場鞆支場の開場を期とし、鞆町小學校に於て水産品評會を開催し、出品點數千七百十六點の盛況を見たり。

大正十二年度本縣水産試験場草津支場の開場を期として草津小學校に於て水産養殖品評會を開催し、出品

點數千三百八十九點の盛況を見たり。

(九) 鮎飼付試験

本試験は大正十三年度に於て賀茂郡川尻町濱田淺吉に囑託し、七月二十四日より八月十二日まで及九月十九日より十月十二日まで二期に亘り巨濟島外七ヶ所の朝鮮海に於て試験を施行し鮎、朱口、鯛其他百三十六圓の漁獲を爲したり。

(一〇) 水産講習

大正十四年度に廣島市に於て漁業組合講習會を開催し農林省服部技手及帝國水産會小林主事を講師として漁業組合關係法規並漁業組合共同施設事業に付五日間の講習を行ひしに聽講者九十七名ありたり。

(一一) 水産傳習會

本傳習會は玉筋魚、白魚、蝦、蛸、海苔等を原料として佃煮製造方法を修得せしめ本製浩業を縣下に普及せしむる目的を以て、大正十四年度以來毎年四月下旬より五月中旬まで二十數日間に亘り、教師を東京佃島及秋田縣より招聘し安藝郡倉橋島村に假製造場を造り傳習をなせしに其の成績の概要は左の如し。

年 度	經 費	傳 習 生	原 料	製 造 金 額
大正十四年度	二、〇六三 円	一五人	玉筋魚、白魚、蛸、蝦、蛸、海苔	一、三六三 円

大正十五年 昭和元年 昭和二年 度	經 費	傳 習 生	原 料	製 造 金 額
昭和二年 度	一、五〇〇	一八人	玉筋魚、白魚、蛸、蝦、蛸、海苔	一、九二六
昭和元年 度	二、一八八	一三人	玉筋魚、白魚、蛸、蝦、蛸、海苔	一、四九〇

(三) 救 濟

本事業は地區内郡市水産會の會員にして漁業遭難者又は死亡したる者に救済金を交付するため大正十三年度通常總會に於て廣島縣水産會救済規程を設け、大正十四年四月一日より施行したるも収入の關係上現在の處毎年度豫算千四百圓の範圍にて弔慰料を交付し居るも、基金の増加と収入の増額を爲し得るに至れば成規の金額を交付して郡市水産會々員を多少なりとも救済の目的を達する見込なり。

(四) 出 願 事 務

本事業は地區内郡市水産會々員の依頼に依り相當手数料を徴し漁業權に關する願書並添付書類を調製して會員の便宜を計る爲大正十四年度より漁業免許出願事務取扱規程を設け本事業を繼續施行せしに其の成績の概要は左の如し

(五) 本會可愛川養魚場

河川、池沼、其の他の廢水面に於ける魚介類の増殖を圖る目的を以て、双三郡河内村大字東河内に養魚場

を設置し淡水増殖の模範經營をなすと同時に各種の種苗を養成し之が放流及配給を行ひ以て斯業の普及發達を圖ると共に他面には刻下の重要問題たる食糧問題の解決並農村振興に裨益せむとす其の事業並工事概要左の如し

一、養魚場工事概要

位 置 双三郡河内村字東河内

面 積 總面積 一二八アール一〇

池水面積 九一アール二四

總經費 金二万二百二十八圓

二、工 事 行 程

新設工事 昭和二年十一月一日工事着手

昭和三年五月二十八日工事竣工

増設工事 昭和五年七月一日起工

昭和五年九月十八日竣工

三、事 業 種 目

一、鯉兒養成配付並河川放流

二、餌付種鰻配付

三、鼈兒養成配付

四、養魚池種別

- 四、食用鮭養殖配付
- 五、外國産虹鱒河鱒の河川放流並に配付
- 六、金魚鮒養殖
- 七、淡水産養魚模範經營
- 八、一般淡水産増殖に關する指導調査仲介幹施

産 卵 池	二面	〇アール六六
孵 化 池	三〇面	一アール四九
鯉兒養成池	二三面	六二アール六四
親鯉飼育池	二面	八アール九三
模範養魚池	一面	七アール三六
金魚養殖池	一面	〇アール三六
種鰻養成池	一面	三アール二〇
食用蛙養殖池	二面	二アール二二

五、事業成績の概要

養 龍 池 二 面 二アール三六
 蓄 養 池 一 面 一アール六一
 貯 水 池 一 面 〇アール五一

年次	鯉配付数	鯉放流数	鱒放流数	鮎放流数	年次	鯉配付数	鯉放流数	鱒放流数	鮎放流数
昭和三年	三九、一五〇尾	八〇、〇〇〇尾	一一五、〇九〇尾		昭和六年	四六八、四九三尾	二一〇、〇〇〇尾	一五〇、〇〇〇尾	三、五四〇万尾
昭和四年	六二七、四四三尾	二〇〇、〇〇〇尾	一一七、九五〇尾		昭和七年	九一六、一四五尾	二六三、〇〇〇尾	一五〇、〇〇〇尾	三、四九八万尾
昭和五年	四六七、五四二尾	一八〇、〇〇〇尾	一五五、八六七尾						

昭和八年度経費收支豫算 (一般會計)

歳入之部

款 項 目	本年度豫算金額	前年度豫算金額	対比増減金額	
			増	減

一、分 賦 金	三、二七〇、〇〇〇	三、二七〇、〇〇〇		
一、分 賦 金	三、二七〇、〇〇〇	三、二七〇、〇〇〇		
二、補 助 金	一三、二〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	四、二〇〇、〇〇〇	
一、補 助 金	一〇、四〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	六、九〇〇、〇〇〇	
一、國庫補助金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇		
二、縣費補助金	九、四〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	六、九〇〇、〇〇〇	
二、獎 勵 金	二、八〇〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇		二、七〇〇、〇〇〇
一、國庫獎勵金	一、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇		二、〇〇〇、〇〇〇
二、縣費獎勵金	一、三〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇		七〇〇、〇〇〇
三、寄 附 金	六、五〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇		
一、寄 附 金	六、五〇〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇		
四、雜 收 入	七、九二〇、〇〇〇	九、四二〇、〇〇〇		一、五〇〇、〇〇〇

款 項 目	歲 出 之 部		對 比 增 減 金 額
	本 年 度 豫 算 金 額	前 年 度 豫 算 金 額	
一、事務所費	七,五〇〇,〇〇〇	七,五〇〇,〇〇〇	
一、給與	五,七五〇,〇〇〇	五,七五〇,〇〇〇	
一、手當	三三〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	
二、作給	四,一三〇,〇〇〇	四,一三〇,〇〇〇	
三、雜給	八六四,〇〇〇	八六四,〇〇〇	
四、惠與	四二六,〇〇〇	四二六,〇〇〇	
二、旅費	一,〇二〇,〇〇〇	一,〇二〇,〇〇〇	
合 計	四一,四四一,〇〇〇	三五,六四一,〇〇〇	五,八〇〇,〇〇〇
八、繰越金	九,六〇〇,〇〇〇	六,五〇〇,〇〇〇	三,一〇〇,〇〇〇
一、繰越金	九,六〇〇,〇〇〇	六,五〇〇,〇〇〇	三,一〇〇,〇〇〇
一、繰越金	九,六〇〇,〇〇〇	六,五〇〇,〇〇〇	三,一〇〇,〇〇〇

一、養殖生産物賣却代	七,三三〇,〇〇〇	七,三三〇,〇〇〇	
一、養殖生産物賣却	七,三三〇,〇〇〇	七,三三〇,〇〇〇	
二、雜收入	六〇〇,〇〇〇	二,一〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇
一、預金利子	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	
二、雜收入	三〇〇,〇〇〇	一,八〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇
五、過年度收入	一,〇〇〇	一,〇〇〇	
一、過年度收入	一,〇〇〇	一,〇〇〇	
六、特別會計繰入金	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	
一、特別會計繰入金	三〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	
七、増殖資金ヨリ繰入金	六五〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	
一、増殖資金ヨリ繰入金	六五〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	
一、増殖資金ヨリ繰入金	六五〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	
合 計	四一,四四一,〇〇〇	三五,六四一,〇〇〇	五,八〇〇,〇〇〇

一、公 課	八五、〇〇〇
一、公 業 費	三三、一八、〇〇〇
一、會 報 費	二五、〇〇〇
一、會 報 費	二五、〇〇〇
二、講習講話會費	一五、〇〇〇
一、講習講話會費	一五、〇〇〇
三、視 察 費	三〇〇、〇〇〇
一、視 察 費	三〇〇、〇〇〇
四、獎 勵 費	五〇〇、〇〇〇
一、共同施設獎勵費	五〇〇、〇〇〇
五、移住漁村費	八、二五三、〇〇〇
一、移住漁村費	八、二五三、〇〇〇
六、調 査 費	三〇〇、〇〇〇

八五、〇〇〇
三三、一八、〇〇〇
二五、〇〇〇
二五、〇〇〇
一五、〇〇〇
一五、〇〇〇
三〇〇、〇〇〇
三〇〇、〇〇〇
五〇〇、〇〇〇
五〇〇、〇〇〇
八、二五三、〇〇〇
八、二五三、〇〇〇
三〇〇、〇〇〇

八五、〇〇〇
三三、〇三、〇〇〇
二五、〇〇〇
二五、〇〇〇
一五、〇〇〇
一五、〇〇〇
三〇〇、〇〇〇
三〇〇、〇〇〇
五〇〇、〇〇〇
五〇〇、〇〇〇
八、三三三、〇〇〇
八、三三三、〇〇〇
三〇〇、〇〇〇

六、一〇〇、〇〇〇

100,000
100,000

一、旅 費	一〇〇、〇〇〇
三、事 務 費	六七〇、〇〇〇
一、備品消耗品費	一五〇、〇〇〇
二、圖書印刷費	五〇、〇〇〇
三、通信運搬費	一〇〇、〇〇〇
四、雜 費	三五〇、〇〇〇
二、會 議 費	五九〇、〇〇〇
一、總 會 費	五九〇、〇〇〇
一、議 員 旅 費	四七〇、〇〇〇
二、總 會 費	一〇〇、〇〇〇
三、負 擔 金	三二五、〇〇〇
一、負 擔 金	三二五、〇〇〇
一、負 擔 金	三二五、〇〇〇
四、公 課	八五、〇〇〇

一〇〇、〇〇〇
六七〇、〇〇〇
一五〇、〇〇〇
五〇、〇〇〇
一〇〇、〇〇〇
三五〇、〇〇〇
五九〇、〇〇〇
五九〇、〇〇〇
四七〇、〇〇〇
一〇〇、〇〇〇
三二五、〇〇〇
三二五、〇〇〇
三二五、〇〇〇
八五、〇〇〇

一〇〇、〇〇〇
六七〇、〇〇〇
一五〇、〇〇〇
五〇、〇〇〇
一〇〇、〇〇〇
三五〇、〇〇〇
五九〇、〇〇〇
五九〇、〇〇〇
四七〇、〇〇〇
一〇〇、〇〇〇
三二五、〇〇〇
三二五、〇〇〇
三二五、〇〇〇
八五、〇〇〇

100,000

100,000

一、事務所建築基金	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇		
八、資 金	三五〇,〇〇〇	三五〇,〇〇〇		
一、退職資金	三四九,〇〇〇	三四九,〇〇〇		
二、増殖事業資金	三四九,〇〇〇	三四九,〇〇〇		
一、増殖事業資金	一,〇〇〇	一,〇〇〇		
九、豫 備 費	三七二,〇〇〇	六七二,〇〇〇		三〇〇,〇〇〇
一、豫 備 費	三七二,〇〇〇	六七二,〇〇〇		三〇〇,〇〇〇
一、豫 備 費	三七二,〇〇〇	六七二,〇〇〇		三〇〇,〇〇〇
合 計	四一、四一、〇〇〇	三五、六四一、〇〇〇	五、八〇〇,〇〇〇	

昭和八年度事業方法書

一、會 報 發 行

諸般の參考資料及本會並郡市水産會狀況を報導する目的を以て發刊し汎く關係方面に頗布せむとす

二、講習講話會

漁業組合理事及市町村に於ける水産事務擔當職員の擔當事務に對する知識の向上を圖らむか爲適當の時期に之か講習會を開催せむとす又當業者並一般人士に對する水産知識の向上普及を圖らむか爲郡市水産會と協力し隨時適當の地に於て講話會を開催せむとす

三、水産業視察

本年度に於ても本事業を繼續し適當の時期に先進地に視察員を派遣し一般水産業の外輸出水産物の製造遠洋漁業及水産團體に付視察せしめ以て斯業開發に貢獻せむとす

四、共同施設事業獎勵

郡市水産會漁業組合其他の水産關係團體に於て施行の共同施設事業にして緊急須要のものに對して前年度同様獎勵金を交付し以て事業の完成を速かならしめんとす

五、移 住 漁 村

移住漁村は本縣漁業者の操業海區を朝鮮に擴張し之れか開發利用の途を講し生産の増加を計ると共に内海漁業の緩和を爲し漁村振興の一方策として大正七年度より縣水産組合にて經營の本事業を繼續せり更に本年度に於ては新に濟州島に新移住地を設置し希望者に移住を獎勵せむとする計劃なり
經費内譯左の通り

一金八千貳百五拾參圓也

内 譯

金參千圓也

移住地購入費

金七百五拾圓也

管理者手當

金五百圓也

漁村監督費

金參千四百圓也

移住諸費

金六百參圓也

敷地家屋修繕其の他雜費

六、鑛油免稅事務準備調査

漁業進展に伴ひ發動機付漁船は年々其の數を増加し従つて之が燃料として鑛油の使用量も激増しつゝあるを以て本年度に於ては本事業施行に依つて生ずる利害及本事業施行の可能なりや否やを詳細調査を爲さんとす

七、協議會

郡市水産會長協議會及郡市水産會事務協議會は前年度通り適當の時期に於て各一回開催し水産に關する重要問題の講究及會務執行上の打合を爲さむとす

八、救濟

前年度に繼續して本會救濟規程に依り本事業を施行せむとす

九、淡水魚増殖

本事業は前年度に繼續し可愛川養魚場に於て鯉兒百萬尾を養成し一部は河川に放流して水族の増産を計り一部は希望者に實費配付を行ひ農漁村の副業獎勵に資し尙模範的に養成を爲すの外鰻、食用蛙、金魚、鼈等種苗配給を爲し以て斯業の振興開發に資せむとす

一〇、鱒増殖

本年度に於ては鱒卵拾萬粒を米國及内地より移殖孵化飼育の上可愛川水系に放流し以て魚族の増産を計らむとす

一一、鮎増殖

安佐郡原村本會太田川鮎人工孵化場に於て鮎卵參千五百萬粒採卵孵化の上太田川水系に放流し以て鮎の増産を圖らむとす

一二、鯉放流

稻田養殖の鯉兒体長平均十糶のものを購入し太田川水系に放流し以て鯉の増産を圖らむとす

一三、郡市水産會及養蠺水産組合補助
所屬水産會及廣島縣養蠺水産組合の活動を助成する目的を以て豫算の範圍内に於て補助金を交付せんとす

一四、三原灣養殖場

前年度に繼續して三原灣に於ける干潟面を利用開發し海苔養殖場模範經營を爲する共に牡蠣養殖をも合せ施行し以て未だ利用せられざりし淺海干潟面の開發に資せむとす

一五、垂下式養蠺

嚴島西側大野海峽地先に總計二アール六四五の垂下式養蠺を實施し其の成績を明らかにし以て之か普及を圖り斯業の開發に資せむとす

一六、牡蠣養殖

本事業は前年度に繼續し佐伯郡地御前村地先に於て垂下式養蠺用種牡蠣の各種試験的養殖を爲すの外併せて垂下式養蠺用種苗の配給を爲し斯業の奨励を圖らむとす

一七、築磯設置

漁具、漁法の改良進歩と漁業者の増加は愈々漁場に不足を告げ従て酷漁亂獲の弊に墮り輓近著しく漁利

の減少を來せるは本縣漁村將來の爲洵に寒心に耐へざるを以て人爲的に漁場を増設して之れか緩和を計り一面魚族の棲息場所に保護を加へ以て魚族の増産を圖らんが爲海軍より廢艦の拂下を受け並漁民及一般民より廢船を購入し之を以て縣下適當の場所十八ヶ所に大規模、小規模の築磯を設置せむとす
(議案第九號)

昭和八年度經費分賦收入方法

第一條 所屬水産會分賦金は左の通分賦收入するものとす

安藝郡水産會	金四百五圓
佐伯郡同	金參百八拾參圓
賀茂郡同	金貳百六拾圓
豊田郡同	金貳百六拾五圓
御調郡同	金貳百六拾圓
沼隈郡同	金參百九拾六圓
深安郡同	金八拾九圓
廣島市同	金六百八拾壹圓

尾道市同 金百八拾六圓
 吳市同 金貳百八圓
 太田川同 金百參拾七圓

第二條 分賦金は二期に分ち其の半額を左の期間に納付するものとす但し所屬水産會の都合に依り前期に於て全額を一時に納付するも妨けず

前期 昭和八年五月三十一日限り
 後期 昭和八年十一月三十日限り

(議案第十號)

昭和八年度救濟特別會計收支豫算

歳入之部

款 項 目	本年度豫算金額	前年度豫算金額	對 比 增 減 金 額
一、一般會計繰入金	1,400,000	1,400,000	
一、一般會計繰入金	1,400,000	1,400,000	

歳出之部

款 項 目	本年度豫算金額	前年度豫算金額	對 比 增 減 金 額
一、一般會計繰入金	1,400,000	1,400,000	
二、雜 收 入	10,000	10,000	
一、雜 收 入	9,000	9,000	
二、預 金 利 子	1,000	1,000	
二、寄 附 金	8,000	8,000	
一、寄 附 金	1,000	1,000	
合 計	1,410,000	1,410,000	
一、事 務 費	69,000	69,000	
一、事 務 費	69,000	69,000	
一、消 耗 品 費	110,000	110,000	

款 項 目	本年度豫算金額		前年度豫算金額		對 比 增 減 金 額
	本年	前年	本年	前年	
一、手 數 料	九七〇,〇〇〇	九七〇,〇〇〇	九七〇,〇〇〇	九七〇,〇〇〇	
一、手 數 料	九七〇,〇〇〇	九七〇,〇〇〇	九七〇,〇〇〇	九七〇,〇〇〇	
二、旅 費 收 入	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	
一、旅 費 收 入	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	
三、雜 收 入	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	
一、雜 收 入	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	
合 計	一,〇二一,〇〇〇	一,〇二一,〇〇〇	一,〇二一,〇〇〇	一,〇二一,〇〇〇	

昭和八年度出願事務特別會計收支豫算
歲 入 之 部

(議案第十一號)

二、通 信 費	二五,〇〇〇	二五,〇〇〇		
三、雜 費	二四,〇〇〇	二四,〇〇〇		
二、救 濟 費	一,一四一,〇〇〇	一,一四一,〇〇〇		
一、遭難救濟費	一一六,〇〇〇	一一六,〇〇〇		
二、遺族救濟費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇		
一、遺族救濟費	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇		
三、必要ト認ムル救濟費	三五,〇〇〇	三五,〇〇〇		
一、必要ト認ムル救濟費	三五,〇〇〇	三五,〇〇〇		
三、豫 備 費	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇		
一、豫 備 費	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇		
一、豫 備 費	二〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇		
合 計	一,四一〇,〇〇〇	一,四一〇,〇〇〇		

歳出之部

款項目	本年度豫算金額	前年度豫算金額	對比増減金額
	増減		
一、事務費	七三、〇〇〇	七三、〇〇〇	
一、給與	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	
一、手当	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	
二、筆耕料	四八、〇〇〇	四八、〇〇〇	
二、需要費	九五、〇〇〇	九五、〇〇〇	
一、消耗品費	五五、〇〇〇	五五、〇〇〇	
二、通信運搬費	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	
三、雜費	三六、〇〇〇	三六、〇〇〇	
一、雜費	三六、〇〇〇	三六、〇〇〇	
四、旅費	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
一、旅費	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
二、一般會計繰入	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	

郡市水産會

一、概況

一、一般會計繰入	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	
一、一般會計繰入	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	
合計	一、〇一一、〇〇〇	一、〇一一、〇〇〇	

縣下郡市水産會は大正十年水産會法の發布に伴ひ同年八月沼隈郡水産會の設立せるを始とし沿海部各郡市に於て其設立を見るに至り、尙昭和六年二月太田川水産會の設立を加へ現在其の數十一、會員總數一万三千四十六人を有す、之が一箇年の經費總額二万三千四百四十九圓（内事業費八千五百一十一圓）にして今之を設立當時の會員總數九千九百六十九人、經費總額七千三十圓に比すれば會員數の増加三千七十七人其の率三割一分、經費の増加一万三千三百十九圓其の率十三割九分に當れり。

而して縣は毎年補助金を交付して其の進展を助長し或は法の精神に則りて各方面に亙りて指導獎勵の結果現在之を斯業の大勢より觀察するときは、水産業改良發達の中樞機關として廣島縣水産會と提携を保ち概ね順調なる經路を辿りつゝあり、今各郡市水産會別に其の概況を表示すれば即ち左の如し。

水産會一覽表

團體名	設立年月日	事務所位置	地區	昭八年度		昭八年度事業費	同上事業種目	會員數	代表者氏名
				昭八年度	昭八年度				
廣島縣水産會	大正三、二七	廣島縣廳	各郡市水産會地區	四三、〇〇〇	八七三、〇〇〇	一三八、〇〇〇	講習講話、會報、共同施設獎勵、移住漁村、製品検査準備並餌虫調、利用増殖、救済事業、出願事務等	二	木村政司
廣島市水産會	大正三、六、四	廣島市役所内	廣島市	五、五九八、二九〇	一、八七九、六九〇	〇一三、〇〇〇	販賣方法改善、技術員設置、指導、視察、表彰、講演、獎勵、仲介斡旋	三、七七八	對木善八郎
吳市水産會	昭和三、二二	吳市役所内	吳市	一、七四一、四〇〇	五五八、二八〇	一一〇、〇〇〇	講習、講話、研究、視察、獎勵、共同乾燥場設備	五六	株式會社 吳水産
尾道市水産會	大正三、一、三	尾道市役所内	尾道市	九〇〇、〇〇〇	八四四、〇〇〇	三〇七、〇〇〇	漁村統計、經濟調査、講習講話、水産獎勵、仲介斡旋、集談會、品評會、出漁調査	三九二	蒲生隆
安藝郡水産會	大正三、〇、六	安藝郡音戸町	安藝郡	一、〇七二、一七〇	一、二七二、二六〇	二七五、〇〇〇	講習會、共同施設補助、築磯獎勵、遭難救済、組合會議、視察選奨	四六五	長本林藏
佐伯郡水産會	大正三、〇、二	廣島市草津町	佐伯郡	二、〇五五、五一〇	二、九〇一、二七〇	九九九、五〇〇	漁業獎勵、海鼠増殖、水産増殖調査、船舶職員講習、鱈漁業海況調査、講習、講話、改良、獎勵、漁村調査、視察、獎勵	三、六六〇	三宅恰
賀茂郡水産會	大正三、九、三	賀茂郡川尻町	賀茂郡	一、〇九一、六七〇	六九一、二〇〇	三一一、〇〇〇	講習、講話、改良、獎勵、漁村調査、視察、獎勵	五九八	湊從三

二、水産組合

本縣には現在水産組合三あり、何れも特殊水産業者を以て組織し斯業の改善發達を計り以て共同の利益を増進しつゝあり而して本縣としては之等に對し補助金を交付して之か事業の進展を助長せしを以て何れも相當顯著なる發達を遂けつゝあり、今其の概況を左に掲記す

水産組合一覽表

團體名	設立年月日	事務所位置	地區	昭八年度		昭八年度事業費	同上事業種目	會員數	代表者氏名
				昭八年度	昭八年度				
豐田郡水産會	大正三、〇、八	豐田郡忠海町	豐田郡	一、六五七、〇〇〇	八三〇、一一〇	六四五、〇〇〇	漁村振興講演會、漁民就學獎勵、遭難慰問、表彰、視察	一、八一	望月乙也
御調郡水産會	大正三、九、九	御調郡栗原町	御調郡	二、〇九〇、〇〇〇	一、八五、五八〇	一〇〇、〇〇〇	遭難、救済、弔慰、出漁、漁船獎勵、講習、講話	一、〇三七	佐々木重松
沼隈郡水産會	大正三、八、九	沼隈郡鞆町	沼隈郡	三、二九二、四四〇	八六五、三三〇	七七二、〇〇〇	牡蠣増殖試験、海況狀況調査(松永灣)、船舶職員講習、事業獎勵	一、二五〇	宇田喜太郎
福山市水産會	大正三、三、五	福山市新涯町	深安郡	七九三、〇〇〇	三七三、七三〇	五三〇、〇〇〇	講習、講話、研究會、救恤費、視察、組合補助、牡蠣附着、材料投入事業	四八五	光成勝人
太田川水産會	昭和六、二、九	安佐郡川内村	太田川流域ノ町村	一、〇五八、〇〇〇	八二八、一四〇	四九〇、〇〇〇	鮎ノ増殖、鮎稚魚捕獲狀況調査、河川統計調査	七五	今助三郎

川尻町 機船水 産組合	昭 三、三、一六	賀茂郡 川尻町	賀茂郡 川尻町	三九、 〇八四、八八〇 一三四、〇〇〇	三六、 九四八、八八〇	築港並埋立事業	三	花田森吉
廣島縣 養蠶水 産組合	昭 六、二、二	廣島縣 内	廣島市 安藝郡 佐伯郡	一九、 五七八、〇〇〇 七二五、七五〇	二八、 四五六、〇〇〇	生産品検査、共同販賣斡旋、調査、 指導試験研究、販賣ノ統制、衛生 施設ノ改善、品評會、共進會及講 習、講話會ノ開催、共同處理場設 備、販路擴張宣傳、牡蠣害敵驅除、 見本配付、取締	六〇〇	木村政司
廣島海 苔水産 組合	昭 八、七、三	廣島縣 内	廣島市	三、九〇三、〇〇〇	三、 二五、〇〇〇	製品検査、講習、講話、製品改良 補助、販賣斡旋、販路擴張宣傳、 事業獎勵	八二	木村政司

三、漁業組合

(イ) 廣島縣漁業組合聯合會

本會は大正十三年十一月十七日廣島縣水産會主催縣下漁業組合理事協議會に於て漁村の根本たる漁業組合を構成分子として團體を組織し之れにより共同施設事業の施行、漁業組合の相互聯絡協調、漁業組合共同施設事業助成、漁業組合の指導誘掖並に眞の漁業者の輿論として建議請願をなす目的を以て本聯合會の組織を決議す、大正十五年一月二十九日創立委員會を開き成規の手續を爲し同年七月二十七日設立認可を得

たり、而して事務所を廣島縣廳内に置き加入組合は現在九十五組合なり。

事業

本會創立以來加入組合の福利増進と漁村の振興とを計る爲、昭和二年度に於て水産物共同販賣事業を計畫し第一着手として尾道市に之れか販賣所を設置し加入組合と聯結して漁獲物、製造物の共同販賣を同年十二月より開設し以て従來の取引方法の改善並中間業者の利益壟斷を排除し魚價の統一向上を計りて漁業者の實際利益を擁護し其の成績見るべきものあり尙引續き廣島市に於て獨立せる魚類共同販賣所實施の計劃を樹て昭和八年七月より之を開始せり尾道販賣所に於ける累年成績左の如し

事業並經費累年比較表

昭 和 二 年	昭 和 三 年	昭 和 四 年	昭 和 五 年	總 經 費	事業經費	共同販賣 取扱高	同上利用 人員	事業收入	備 考
				三、八八三、六七	一、六〇九、一六	八一七、四六	一三	六五、四八	十二月十七日開始
				二、八一九、一五	八、七八九、五五	七二、三三四、〇八	一〇六	五、六一三、九五	
				一五、一四二、六七	一〇、一四七、三三	七六、二九二、四九	一〇一	六、〇九六、四七	
				一九、〇三九、二八	一一、四三九、三	一〇一、五〇一、二三	一、五六四	八、〇九四、四八	

昭和六年	一三、二五、九五	九、〇九八、四八	九三、二四四、八五	一、七四三	七、五四八、四八
昭和七年	一五、六五三、三六	一〇、五七六、〇七	九六、二四三、九二	一、八五一	七、七六〇、六二

昭和八年度收支豫算 (一般會計)

科 目	本年 豫算額	記 事	科 目	本年 豫算額	記 事
第一款 負擔金	四七五、〇〇	一組合五圓	第五款 過年度收入	一、〇〇	
第二款 補助金	一、二〇〇、〇〇	縣費補助金	第六款 雜收入	四、六五〇、〇〇	
第三款 獎勵金	四〇〇、〇〇	縣水産會獎勵金	第七款 繰越金	一〇〇、〇〇	
第四款 事業收入	二、〇〇		第八款 借入金	五〇、〇〇〇、〇〇	
尾道共同販賣事業收入	一、〇〇		合 計	五、八二八、〇〇	
廣島共同販賣事業收入	一、〇〇				
賣事業收入	一、〇〇				

支出之部

昭和八年度尾道共同販賣事業收支豫算

科 目	本年 豫算額	記 事	科 目	本年 豫算額	記 事
第一款 事務所費	九四〇、〇〇		第四款 事業費	五三、〇〇	
第一項 役職員手當	二七〇、〇〇		第一項 尾道共同販賣事業費	二、〇〇	
第二項 旅費	三〇〇、〇〇		第二項 廣島共同販賣事業費	五〇、〇〇	
第三項 備品及消耗品費	一〇〇、〇〇		第三項 共同販賣事業準備費	一、〇〇	
第四項 通信運搬費	五〇、〇〇		第五款 借入金消却金	五五〇、〇〇	
第五項 雜給	一〇〇、〇〇		第六款 旅費	一、〇〇	
第六項 雜費	一〇〇、〇〇		第七款 豫備費	三八、〇〇	
第二款 會議費	五五〇、〇〇		第八款 豫備金	—	
第一項 役員會費	二〇〇、〇〇		第九款 減債資金	四〇〇、〇〇	
第二項 總會費	三五〇、〇〇		合 計	五、八二八、〇〇	
第三款 諸稅及負擔	六〇、〇〇				

第一款 事務所費	三、三〇、〇〇〇 ^円		
第一項 役員手當	一八〇、〇〇〇	常務理事手當六ヶ月分	
第二項 旅費	六〇、〇〇〇	役員旅費 月額八〇圓ノモノ 一人同七〇圓ノモノ 二人六ヶ月分	
第三項 書記給	一、三〇、〇〇〇		
第四項 備品及消耗品費	三〇〇、〇〇〇		
第五項 通信運搬費	二〇〇、〇〇〇		
第六項 雜給	九〇、〇〇〇	小使給料	
第七項 雜費	一八〇、〇〇〇		
第八項 借家料	一、〇〇〇、〇〇〇	六ヶ月分	
第二款 事業費	二六、〇〇〇、〇〇〇		
第一項 歩戻金	六、〇〇〇、〇〇〇	荷主一分二、〇〇〇圓 仲買人二分四、〇〇〇圓 月額平均四〇圓六〇圓 ノモノ各八人六ヶ月分	
第二項 備人給	四、八〇〇、〇〇〇		
第三項 雜費	八〇〇、〇〇〇	備人賞與	
第四項 營業用雜費	一、一六〇、〇〇〇	營業用器具新調並 補習費	
第五項 廣告及宣傳費	二四〇、〇〇〇		
第六項 借入金利子	一、九〇〇、〇〇〇		
第七項 賣掛金欠損	五〇〇、〇〇〇	賣上高ノ二厘五毛 ノ見込	
第八項 魚類運搬費	六〇〇、〇〇〇	字品其他ヨリ販賣 所へ運搬賃	
(第三項立替金手数料)			
第三款 雜費	五五、〇〇〇		
第一項 宿直手當	五五、〇〇〇	一夜三十錢	
第二項 雜費	四五〇、〇〇〇	交際費其他	
(第四項廣告宣傳費)			
第四款 保管料	五〇、〇〇〇		
第七款 繰越金	五〇、〇〇〇、〇〇〇	事業資金翌年度へ 繰越	
合 計	七〇、〇五〇、〇〇〇		

漁業組合

一、漁業組合の概況

往時漁村には村組又は浦組と稱する一種の任意団体ありて漁村の維持發達に任じたりしが、明治三十四年舊漁業法制定の結果縣に於て一定の地區内に住所を有する漁業者を以て漁業組合を設立せしめ、専ら漁業權を享有し之を組合員に行使せしむるに至りし結果縣下漁村浦は相競ふて漁業組合を設立し其の數百二十一を算するに至りしが、其の後明治四十三年漁業法改正せられ漁業組合の機能を擴張し漁業權の享有及行使以外に組合員の漁業に關する共同の施設をなすを目的とするに至りたれば縣に於て明治四十四年漁業組合及同聯合會事務取扱規則を發布し、一般事務の刷新統一を圖ると共に指導、監督を行ひ漁業組合本來の目的を達成せしむる様努め、一面には基礎の強固なる組合を設立せしむる爲小組合の合併を促さしたる結果舊漁業法發布以來、設立組合數百三十六なりしも現在にては百八組合に合併せらるゝに至れり、而して昭和八年度に於ける漁業組合の狀況を見るに組合員總數一万三千七百三十五人、經費總額四十七万九千四

百七十圓、積立金總額十七万三千六百六圓にして、負債額三万五千七百二十五圓なるも右負債額は何れも共同施設事業資金に充當せるものにして有効に利用せられつつあるものなり各組合に於ける共同施設事業としては、漁獲物の共同販賣、共同運搬、共同購入、共同蓄養、共同乾燥、漁業資金の貸付、船溜設備、水産増殖、遭難救恤、組合員の訓育、蕃殖保護其他にして累年其の數を増加しつゝあるも之を他の産業團體の施設に比すれば尙遜色あり、且漁村の改善は社會政策上最も緊急の事に屬するも組合の活動に俟つところ頗る多きを以て縣の指導と相俟つて内容の充實を圖り以て積極的施設をなし、漁村の振興と發達とに努めつゝあり、尙改正漁業法の實施に伴ひ漁業組合制度の擴充せらるゝと共に出资日期をも認めらるに至りたるを以て今後之か指導誘掖に努め以て眞に漁村の振興を計ると共に漁家の經濟更生に資することは言を俟たざる所なりとす

今最近に於ける漁業組合の狀況を表記すれば左の如し

漁業組合及漁業組合聯合會狀況 (昭和八年四月一日現在)

郡市名	漁業組合名	設立年月日	加入組合及組合員數	組合總經費	積立金△負債額	共同施設事業		事務所ノ位	理事(組合長)ノ氏名	主ナル漁業ノ種類
						種目	經費			
廣島縣	廣島縣漁業組合聯合會	大正一五、七、二七	九六	五〇、一五八、〇〇	九八三、九〇	共同販賣	四一、九三〇、〇〇	廣島市水主町二四二番地 番地共同販賣事務所 尾道市上堂町四今六 二四番地ノ四	岡崎 泰藏	共同施設事業 漁獲物共同販賣
廣島	廣島	明治一六、一、一五	二四七人	二四七、一、三四一、〇〇	四、六四一、六八	遭難救恤	二〇、〇〇	廣島市東魚屋 町九、十、十一番地 大手町九丁目	笠岡増次郎	鯨建網、採貝、撒餌
觀音	觀音	明治一六、四、二〇	二二三	三〇四、八三	二、〇四四、九七			觀音町	矢島 松藏	建網、一本釣、採貝
江波町	江波町	明治一五、九、二五	四六二	四、三九四、九三	七五五、七四			江波町	足立 筆吉	牡蠣、海苔養殖、延繩、釣
字品	字品	大正二、二、六	八〇	九八七、七〇	二、三八〇、六〇	共同貯金	七三、〇〇〇	字品町	藤井喜佐太	鯉撒餌釣、一本釣、餌虫掘
草津	草津	明治一五、九、二九	三三三	三、二四六、八六	三、八八六、七二	牡蠣、共同蓄養	無ナ	草津町	瀨川 増藏	牡蠣、海苔養殖、延繩、打瀬網
大河	大河	明治一五、一、一八	三九七	六七一、八五	一、三五三、五三	資金貸付 水産増殖	一五、二〇二、五〇 一、二九三、〇〇	大河	三宅 峰吉	牡蠣、海苔養殖、鯉船曳網、建網、撒餌釣
丹那	丹那	明治一六、五、二六	七六	二八四、五〇	二三一、五八			丹那	馬本 庄一	牡蠣養殖、雜魚

		市尾道		市山福						
大屋	横濱	海田市	尾道	小計	深津村	手城村	川口村	福山	小計	
明治 三六、二、二	明治 三五、一一、六	昭和 六、二、九	明治 三六、二、〇	三組合 三八三	明治 三六、六、五	明治 三六、三、〇	明治 三六、三、三	明治 三六、五、二	三組合 四四四	
六四一、一三四、六六	一六〇三、〇六五、〇〇	六八 七六六、〇〇	三五五、一五四二、〇〇	三三三 七九六、九五	一三三 二五、〇〇	六七 五四、一五	一六七 六九七、〇〇	二六 二〇、八〇	二八一、六一	
一七〇、三〇	四七三、九二	三六、〇〇	一、四一九、四九	八〇一、三一	三三、三三	三五六、八一	三三三、六三	八八、六五	九〇九、四六	
共同蓄養 三五、〇〇〇	共同運搬 七、七〇〇	共同販賣 二五、〇〇〇	漁場調査 遭難救恤 三三八、〇〇				水産増殖 五五〇、〇〇			
六三三、〇〇	八四〇、〇〇	五三七、〇〇	一〇〇、〇〇							
大屋村	坂村横濱	海田市町	尾崎町		深津村	福山城村	川口村字新涯	神島町中市		
鳥地 徳郎	東 一登	木田 申一	龍康 警尊		石井好次郎	佐藤 勇	光成 勝久	石井 鷗三		
餌釣	網、海鮎地曳網、手繰網、打瀬網、撒餌釣	網、牡蠣養殖、白魚、投	餌虫掘、採貝、建網、延繩釣		蟹搔、雜魚	投網、雜魚	漁、船投網	釣、鰻搔、投網		

市吳		市					
阿賀	警固屋	吉浦	小計	似鳥	堀越洋	本淵崎	日字那
明治 三六、二、二	明治 三六、六、五	明治 三六、三、三	二組合 二二三	明治 三六、六、三	明治 三六、二、三	明治 三五、二、六	明治 三五、二、〇
一八〇	二七	二三七	四三、六八七、二九	三四	一〇二	一六七	一〇三
九、二六六、八六	一四〇、〇〇	八七四、七五	三三、二〇五、六四	五九、四〇	二七一、〇〇	二八九、四〇	八、八三五、八四
二九七、六五	三三、九〇	五七七、九一		五八、八五	一、〇八八、三〇	四七三、七七	五、二九〇、〇〇
共同蓄養 三二、〇〇〇	網千場	共同貯金			共同貯金		共同販賣 四五、〇〇〇
八一〇、〇〇	八八、〇〇	一七、七九			六七、五五		共同運搬 一四、八〇〇
阿賀町	警固屋町	吉浦町		似鳥	堀越洋	淵崎 (仁保出張所)	日字那
加賀本米吉	宮地 孟彦	末永 與一		鳥名 宗吉	兒玉 貞一	藤川 政吉	沖田 一信
五智網撒餌釣	瀬戸貝漁、壺網	海鮎地曳網、撒餌釣		鼠漕網釣	牡蠣、海苔養殖	延繩、鉗突、牡蠣、海苔、網養殖	繰網、海鼠漕網、打瀬網、撒餌釣

郡					
小計	大浦	宮盛	田戸	下蒲刈	
一四組合	明 三、二、三、五	明 三、二、三、五	明 三、二、三、五	明 三、二、三、五	三六、一、二七
六三四 五二、一、 一五三、三三	四六三、八五七、二〇	三七二、二五三、三〇	九 四八、八一	三三二、一四、 六八八、一一 △五、〇〇〇、〇〇	
一三、五六六、一三 △五、〇〇〇、〇〇	三八五、三三	三四六、一〇	一五一、三五	一〇五、二三 △五、〇〇〇、〇〇	
	共同貯金 共同運搬 共同蓄養 共同乾燥	共同貯金 共同運搬 共同蓄養 共同乾燥		共同貯金 共同運搬 共同蓄養 共同乾燥	一〇、七〇〇 五、〇〇〇 五、〇〇〇 四〇、〇〇〇
	九〇四、〇〇	三〇九、〇〇		四、一〇〇、〇〇 七五九、〇〇	九〇四、五七
	同大浦	同宮盛	上蒲刈 田戸村	同三ノ瀬	大地藏
	今村丈太郎	沖本 定一	河原才一郎	柳田 忠雄	
	鯿地曳網、鯿地曳網、 蛸壺	鯿撒餌釣、一本釣、 延繩	鯿地曳網、蛸壺、釣	延繩、釣	曳網

安						
大地藏	音戸町	倉橋島	早瀬浦	田原	渡子島	江田島
明 治	明 三、二、一、六	明 三、七、六、二、七	明 三、五、一、三、一	明 三、七、一、一、五	明 三、六、二、二	明 三、六、二、三
二七四、六七四、六〇	三三三、九、四九六、〇〇	三二〇、六、〇八九、〇〇	三四 三六四、〇〇	五六 一九七、〇〇	三四三、三六八、〇〇	二四五、一、一五三、六三
一六四、〇一	三、一七三、八七	二、四二三、六九	九九、一〇	一三〇、九六	一、二五三、六七	三、七六四、七〇
共同蓄養 共同運搬	共同乾燥 共同運搬	共同蓄養 共同運搬	共同乾燥 共同運搬	共同乾燥 共同運搬	資金貸付 共同運搬	遭難救恤
三三、七六〇 共同蓄養	五五、〇〇〇 共同乾燥 二〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇 共同蓄養 八五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇 共同乾燥 一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇 共同乾燥 一〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇 共同運搬	二四、〇〇
三〇〇、〇〇	一、九五〇、〇〇 一、三七六、〇〇	一、〇八六、〇〇	一、〇四九、〇〇		一、〇〇〇、〇〇 七五〇、〇〇	
下蒲刈島村	音戸町	倉橋島村	同早瀬浦	同田原	音戸町渡子	江田島村字 八幡下新開
木村平太郎	戸田 敬造	長本 林藏	佐々木啓一	橋川伊勢太郎	桑原 純作	平谷佐與吉
鯿地曳網、蛸壺、鯿地	鯿船曳網、撒餌釣、 打瀬網、手繰網	延繩、釣、撒餌釣	釣、潜水器	蛸壺、延繩、一本釣、 瀬戸貝漁	やほき敷網、蛸壺、 撒餌釣、延繩	撒餌釣、延繩、樹網、 漕網、餌虫堀

佐				郡		
玖波	阿多 田鳥	小方村	油見村	大竹町	小計	三津
明、二、一治	明、一〇、三治	昭和七、 四、一五合併	明、一〇、三治	明、一〇、二治	八組合	明、一、一五治
二二四	七〇	一四四	八二	一四八五、五三一、一九	六一三、六五、 〇五〇、一〇	一〇七四、九一六、二〇
一三、 六四七、〇〇	二九八、五八	五〇六、八四	六一、〇〇	一、七三三、八一	二、五四五、七四	三、九九三、二九
△四、五五五、〇〇	三一五、二八	一、一三三、一九	一七三、七四	共同販賣 一八、〇七五	共同販賣 一三、〇〇五、四〇	共同販賣 三、九九三、二九
共同販賣 五五、五〇〇		水産増殖		水産増殖		共同販賣 一三、〇〇〇
共同運搬 八三、二〇〇				共同販賣 九八九、三七		共同販賣 八九〇、〇〇
共同蓄養 六四、〇〇〇				三〇〇、〇〇		
共同乾燥 一六、〇〇〇				三七八、〇〇		
玖波町	同 阿多 田鳥	小方村	大竹町	大竹町 小鳥新開町	竹原町 竹原一三三西本	三津町
三宅 恰	大井龜太郎	末廣 廣吉	向井 一郎	清永重太郎	進藤 林造	堀本 良人
各種地曳網、桁網、 藻曳網、打瀬網、手 繰網、各種建網	打瀬網、吾智網	鯔撒餌釣、白魚葉、袋 付建網、探貝、餌虫掘	探貝、餌虫掘	海苔養殖、探貝	鯔地曳網、蜻壺、撒餌 釣、桁網	鯔網、鯔撒餌釣、藻手 繰網、打瀬網

茂			賀		
早田原	三津口	小用	川尻	仁方町	廣村
明、一、七治	明、二、五治	明、二、三治	明、二、三治	明、二、三治	明、一、一九治
三七	一二三	二六	一二六	六四	一〇三
六六三、〇〇	五九八、〇〇	一五七、〇〇	四六七、〇〇	四七〇、〇〇	二二七、〇〇
五五三、四二	四、九二四、六四	一二一、九六	二九八、三七	五二六、〇一	一〇、〇四一、九七
物資貸付	共同運搬 三〇、〇〇〇	共同販賣 一、二〇五、〇五	共同運搬 二五、〇〇〇	水産増殖	共同運搬 一八、四〇〇
二五、〇〇	一六、二〇〇		四、〇〇〇	二〇〇、〇〇	二、三〇〇、〇〇
早田原村	三津口町 内海三	安原中津村	川尻町	仁方町	廣村
東川 歳松	菅田 國光	河野九三郎	河野 忻造	湊 從三	大塚 壽惠
建網、藻曳網	鯔地曳網、吾智網、 釣	鯔地曳網、吾智網、 釣、手繰網	鯔地曳網、吾智網、 繰網、延繩	鯔地曳網、釣、蝦漕 網	撒餌釣、延繩、手繰 網、建網

御		郡						
吉和	三原	岩子島	小計	瀬戸田	南生口	西生口	東生口	東野
明、二、三治	明、二、三治	大元、二、三正	一四組合	明、二、三治	大元、二、三正	明、二、三治	明、二、三治	明、二、三治
四八八五、二二四、一〇	三〇三一、八〇四、二九	六	一、三四、五五五、五五	六七	一〇	五三	一三二、四七四、五〇	四六
四五三、〇三	△四、四〇八、八四	三〇、八五	一八、六三、四一	一八二、〇〇	四〇、六三	四一五、〇六	一九〇、二〇	一、八四七、三〇
共同運搬 七五、〇〇〇	資金貸付		六、三六七、〇〇	四〇五、五八			共同運搬 二〇、一〇〇 共同蓄養 一五、〇〇〇	共同販賣 二〇、〇〇〇
二、一〇〇、〇〇	六、二二〇、四五						一、五〇〇、〇〇 四一〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇
吉和村	三原町	岩子島村		瀬戸田一四	御南生口寺	福西生口村生口	東生口村原	東野七番村
玄場時太郎	三藤恭治	農間代藏		小林俊三	稻角吉郎右衛門	家壽田汐一	橋岡松太郎	望月乙也
智網、餌釣、延繩、吾	蛸、延繩、釣	釣		網掛釣、延繩、鯰園刺	網養殖、釣	藻曳網類	打瀬網、藻曳網、鉾	藻曳網手繰網、沖投

田							
下大島崎	大崎	須波濱	能地濱	忠海町	浦福田	高崎	
明、二、三治	明、三、三治	明、二、三治	明、二、三治	大元、二、三正	明、二、三治	明、二、三治	
四一八五、七〇〇、〇〇	一一七三、五一一、〇〇	五一	七三、五七七、〇〇	二二九	六	一〇三一、九六二、九〇	
三〇、二二	六七三、五〇	六三、九四	一、一五三、三〇	△四、四四六、四〇	一九五、四〇	二、九七五、〇五	
共同運搬 一〇、〇〇〇	共同蓄養 一五、〇〇〇	共同運搬 一五、〇〇〇	共同運搬 一五、〇〇〇	共同蓄養 三〇、〇〇〇	共同貯金	共同運搬 三〇、〇〇〇	共同運搬 三〇、〇〇〇
九一六、五〇	一、八四七、五〇	一、八七五、〇〇	二、〇八〇、〇〇	六五〇、〇〇	九八、三三	九九〇、〇〇	
豐濱村豊島	大崎南村	須波濱	幸崎町	忠海町	浦福田	高崎	
西田爲一	本田彪	吉田李平	佐々木兵五郎	寄能若松	高橋吉之助	宮崎丈平	
鳥付、打瀬網	延繩、釣、打瀬網	釣、撒餌釣	鯰地曳網、鯰地曳網	鯰敷網、打瀬網、吾智網	鯰船曳網、練網	鯰地曳網、鯰船曳網	

沼										
小計	山波村	高須	今津	松永町	柳津村	藤江村	金江村	浦崎村	千年村	百島村
二組合	明、二、二六	明、三、一〇	明、六、三三	明、七、八	明、四、九	明、五、一九	明、七、三〇	明、四、一三	明、二、三	明、一、一七
一、二五、一〇七	五〇	一九六	六七	九六	二六	三七	七	一三三	一〇三	六三
四、九九二、七二	二七九、〇〇	六四五、〇〇	二七七、〇〇	二〇九、〇〇	五四〇、〇〇	二八二、五〇	七九、〇〇	六六五、〇六	七四三、三八	一三〇、〇〇
四、九九二、七二	九〇、八五	一、七五一、〇六	八九一、〇〇	七三、四一	五五〇、二九	四六、六五	八、九六	三八一、四四	一九一、一〇	一八一、〇〇
	漁場整理	漁場整理				水産増殖			共同蓄養	遭難救恤
	四〇、〇〇	二〇、〇〇				一三〇、〇〇			四〇、〇〇	四、〇〇
	山波村	高須	今津	松永町	柳津村	藤江村	金江村	浦崎村	千年村	百島村
	濱岡	井上一郎	小林 吾六	高橋庄次郎	龍谷 起雲	中根 儀一	横山民之助	下見六太郎	岡崎 泰藏	赤松勘治郎
	探貝	探貝	探貝	探貝	探貝	探貝	探貝	探貝	探貝	探貝
	牡蠣養殖、餌虫堀	牡蠣養殖、餌虫堀	牡蠣養殖、餌虫堀	牡蠣養殖、餌虫堀	牡蠣養殖、餌虫堀	牡蠣養殖、餌虫堀	牡蠣養殖、餌虫堀	牡蠣養殖、餌虫堀	牡蠣養殖、餌虫堀	牡蠣養殖、餌虫堀

郡						
田熊	土生	因島北	三庄	余崎	向島西	向島東
明、五、二六	明、一、一五	明、三、一五	明、一、一五	明、二、三三	昭、六、八三	大、三、八
一〇	二〇四	四七	一一	六〇	一一三	九六
五、〇〇	三、六七八、〇〇	一、二五〇〇	一、六八、〇〇	一、八三四、七〇	一、四三、〇〇	一、七四、二九
一、二七、二八	三七七、七七	二五九、一八	一九七、七四	三四四、七八	八六、五六	三九二、四四
共同蓄養	共同蓄養			共同運搬		共同運搬
六〇、〇〇〇	四三、〇〇〇			五三、二五〇		七〇、五〇〇
一、六五〇、〇〇	二、二〇〇、〇〇			一、七四〇、〇〇		二、〇六〇、〇〇
田熊村	土生町	中庄村	三庄村	立花村	向島西村	向島東村
原熊太郎	北畑定之助	松原 儀市	毛利徹之助	瀬尾賢次郎	吉原源一郎	砂田猪太郎
釣、鉾突	網、延繩	打瀬網、手繰網、藻	打瀬網、壺網、藻	打瀬網、釣、採藻	打瀬網、釣、採藻	打瀬網、採藻
	網、延繩	打瀬網、手繰網、藻	打瀬網、壺網、藻	打瀬網、釣、採藻	打瀬網、釣、採藻	打瀬網、採藻

合 計	太 田 川	郡 安 深			小 計	水 吞	田 尻	合併
		小 計	大 津 村	引 野 村				
	昭 和	明 治	明 治	明 治	明 治	明 治		
	八、四、一三	三、五、二	三、三、六	二、一、九	三、三、三	三、五、一、九		
一四、四三、 六三三	八九八	四六	二二	四六四	六〇六	七三		
二二二、八〇	九〇〇、〇〇	二四六、〇〇	一六三、〇〇	一〇三、 一三三、二九	六四五、五三	四〇一、八〇		
△三五、 七三五、六九		三八八、九三	三三二、四七	△一一、 一六九、八七	一、九六七、四六	三三七、六六		
取 扱 高	水 産 増 殖	水 産 増 殖	水 産 増 殖		水 産 増 殖		共 同 乾 燥 二、〇〇〇 共 同 販 賣 八〇、〇〇〇	
							五五〇、〇〇 八、九〇〇、〇〇	
	川 安 内 佐 村	大 津 野 濱	引 野 村		水 吞 一 村	田 尻 村	鞆 二 一	
	今 助 三 郎	秋 田 孝 一	荒 木 茂 市		宇 田 喜 太 郎	住 吉 寅 藏		
	鮎、鯉、鰻、鱒、鰻	壺網、藻貝漁	打瀬網、壺網		壺網、打瀬網、海苔	壺網、打瀬網、烏賊	網、鱈巾着網	

鞆 町	郡		限
	走 鳥	田 島	横 島 村
昭 和	明 治	明 治	明 治
四、一三、二六	三、三、三〇	三、六、二、二六	三、五、一〇、二四
四四五	一八二	一七二	二二〇
三三、 五〇八、〇〇	二六八、〇〇	八二七、〇〇	二二〇、四、六四三、〇二
	△二〇、 一三五、五八	△一、〇四四、三九	二、四五一、〇六
共 同 著 養 二八、九〇〇	共 同 運 搬 七五、〇〇〇	共 同 著 養 七〇、〇〇〇	共 同 運 搬 七六、〇〇〇 共 同 乾 燥 三〇、〇〇〇
七三三、〇〇	二、一四、〇〇	二〇、九五〇、〇〇	一、七〇三、七六 八四四、二六
鞆 町	走 鳥 村	田 島 村	横 島 村
早 崎 幾 治 郎	村 上 静	藤 原 俊 男	渡 壁 松 三 郎
打瀬網、壺網、鯛縛	壺網、鯛地漕網、縛網、打瀬網、鱈巾着網	壺網、鱈巾着網、打瀬網	打瀬網、壺網、鱈巾着網、縛網

總計	一〇八組合 一四、六三三	四八〇、 三七〇、八〇	一七三、六〇六、二六	共同運搬 三組合 共同乾燥 七 漁場整理 四 網干場 一 港灣整理 一	共同蓄養 二 資金貸付 六 船溜場 三 漁場調査 一	水産増殖 一六 遭難救恤 六 物資貸付 三 講習及品評會 一	共同販賣 一三 共同貯金 六 共同購買 二 視察費 一
----	-----------------	----------------	------------	-------------------------------------------------	-------------------------------------	-----------------------------------------	--------------------------------------

附 廣島鰻網漁業組合

一、沿革

廣島縣下より朝鮮海に出漁する鰻網漁業(權現網)は外海漁業鰻漁業に於て詳記せる如く既に明治十七年に其の端を發し爾來春秋幾十年間幾多の辛勞を重ねたる結果鎮海灣に於ける鰻網漁業の覇を掌握し本縣に於ける朝鮮海出漁及移住漁業の首位を占むるに至れるものにして明治四十二年偶々朝鮮に於ける漁業令の發布せらるゝや各縣相競ふて漁權の設定に全力を傾注するの時に際し出漁者は廣島縣當局の指導の下に朝鮮海通漁組合を組織し茲に始めて團體行動の端を發したり、後數年にして組織を社團法人と更め其の名稱を朝鮮海鰻網漁業組合とし指導監督員を置き専ら之か保護助長に任したり、斯くの如くにして漸次出漁者は

其の數を増加すると共に漸く漁場の狹隘を感じるに至りたると其の經營上に主として經濟的改革を加ふるの必要を痛感するに至り、縣當局及朝鮮總督府は組合組織を改善し漁業の基礎を確立し以て本漁業の發達を期圖する爲法令に依る漁業組合の設立を勧誘する所あり。遂に大正八年十月を以て漁業組合設立を認可せられ組合は各自の共有する漁業權を統一して組合有として之を擔保とし朝鮮殖産銀行より資金貳拾五萬圓の融通を受け翌大正九年度より事業に着手し以て今日に至れり。

二、組合の現状

組合員現在數九十七名、網數百二組にして使用漁夫數は内地人約五百人鮮人約三千人なりとす、而して組合員は左表に示す通り出身地は安藝郡及佐伯郡にして慶尚南道統營固城、昌原、の三郡内に散在居住す。組合事務所を統營郡統營面吉野町に置き出張所を釜山及鎮海面に設置す。組合の機關は組合長一名、副組長一名、理事七名(内常務一名)監事七名、總代十六名を以て組織し、施設事業としては資金貸付、共同販賣、共同購買、共同貯金、救恤、漁場整理擴張、試驗等なり

第七 魚市場

本縣に於ける魚市場は福山、草津、廣島等は總て三百年以前より魚問屋に依り鮮魚の卸賣を營まれたるも

のにして、最近に及び本縣七十餘の魚市場の開設を見るに至れり、而して各魚市場は凡て從來の慣習に依り設備、賣買方法、手数料、歩戻等區々にして缺陷多く又之に伴ひ種々の幣害生し之れか改善の要は水産業者及魚市場業者に於ても共に痛感する所となり、又本縣に於ても魚肉の配給を圓滑にし魚價の調節を計る爲市場問屋、仲賣人制度の刷新又市場及保藏の設備の完全を期し、一面市場業者を保護して其の機能を發揮せしむる爲め大正十五年四月七日縣令第三十號を以て廣島縣魚市場規則を公布せられたり。

本規則は加工せざる水産動物の卸賣を爲す爲開設する市場に適用を受け許可制度とし、一市町村に一ヶ所とし、許可期間は十ヶ年なれとも期間の更新を認め、各市場に魚市場規程を設けしめ手数料實收を一割に制限し、賣買には符號、暗號の使用を禁する等を規定したり、以來本規程に依り許可を與へたるものは左記の通りなり。

魚市場一覽表

魚市場名稱	位 置	許可年月日	開設者氏名又ハ名稱	一ヶ年取 扱高	資 本	金
玖波組合魚市場	佐伯郡玖波町	昭和三、二、五	玖波 漁業組合	三六、八九〇 <small>円</small>	玖波漁業組合	一七、八五六 <small>円</small>
嚴島魚市場	嚴島町	同 六、二、一六	兒 玉 佐 一	二九、六七七	個人出資	三〇、〇〇〇

地御前魚市場	同	同	吉 岡 貫 市	二四、一九三	個人出資	三、〇〇〇
廿日市魚市場	同	同	合資會社廿日市魚市場	三六、九〇〇	合資會社	一三、〇〇〇
草津魚市場	廣島市草津町	同	株式會社草津魚市場	一、二〇〇、七三三	株式會社	二〇〇、〇〇〇
廣島魚市場	廣島市大手町九丁目	同	廣 島 水 産	一、七〇四、七三〇	株式會社	三〇〇、〇〇〇
仁保魚市場	同	同	仁保魚市場株式會社	一三七、三四五	株式會社	二五、〇〇〇
日字那漁業組合	同	同	日字那漁業組合	五三、一四三	個人出資	五〇〇
海田市水産市場	安藝郡海田市町	同	岸 保 伊 勢 吉	四三、五三〇	個人出資	一〇、〇〇〇
矢野魚市場	同	同	小 谷 仙 次 郎	七、七四	個人出資	二、〇〇〇
安藝横濱魚市場	同	同	横濱 漁業組合	六、七四	横濱漁業組合	一、〇〇〇
音戸魚市場	同	同	戸 田 八 藏	一四、〇一〇	個人出資	五、〇〇〇
吉浦魚市場	同	同	野 間 小 四 郎	一四、六一〇	個人出資	二、〇〇〇
吳魚市場	同	同	吳 本 愛 吉 市	一、一七九、一〇六	株式會社	一〇九、一〇〇
鍋魚市場	同	同	森 本 吉	—	個人出資	三、〇〇〇
阿賀魚市場	同	同	加 賀 本 吉 松	六四、七三三	個人出資	二〇、〇〇〇

(四) 漁 船

郡市名	動力ヲ有セサルモノ		動力ヲ有スルモノ		計
	五噸未満	一〇噸以上	一〇噸未満	一〇噸以上	
安藝	一、七三八	一三	一五三	二	一、八九二
佐伯	一、三二七	八	九三	五〇	一、三三三
賀茂	四九三	二七	二〇	二	五七一
豊田	一、二九五	二七	一五五	二	一、四九五
御調	一、二〇四	四	九八	七	一、三四四
沼隈	一、〇九八	二二七	二二八	七	一、五五〇
深安	一九	一	一七	一	三六
廣島	一、六〇三	一	三〇	一	一、六三三
吳	三九七	一	二二	一	四一九
尾道	三六二	一	五八	一	四二〇
福山	五六	一	一	一	五八
合計	九、四九二	三一六	八六四	六一	一〇、七五〇

(三) 郡市別水産額

郡市名	漁獲高	製造高	養殖高	遠洋漁業高	製鹽高	合計
	安藝	五八〇、四〇三 ^円	三二六、七三七 ^円	二五、四四〇 ^円	二二九、一〇〇 ^円	一、一四一、六八〇 ^円
佐伯	五三五、五六八	一六一、〇一三	一一四、八九七	八三、五〇〇	八八四、九七八	八八四、九七八
賀茂	二五九、五〇四	二九、六八七	三、八五八	一四二、〇〇〇	三七七、三二一	八二二、三七〇
豊田	三二四、一六六	二二、七二五	四、三三三	一	六一九、二六七	九七一、四八〇
御調	四九九、五五二	五二、〇六三	一〇、四九八	一三、七八〇	三六三、七二二	九三九、六〇五
沼隈	五四五、四五二	二四八、九六八	一五、七三五	一一四、〇〇〇	五二八、〇八六	一、四五二、二四〇
深安	九、八三七	一	二、五四二	一	一	一二、三七八
廣島	五五二、六四九	一、二八七、二〇七	七七四、九〇三	一	一	二、六一四、七五九
吳	一四九、一二九	三四〇、三三一	一一、〇四二	一	一	五〇一、五〇二
尾道	三四九、八二五	五三、一六六	三五	一	一	四〇三、〇二六
福山	九、五三八	一三九、九二七	二四〇	一	一	一四九、六九五
其他	八五、二四〇	三六、一〇三	五七、四二七	一	一	一七八、七七〇
合計	三、八九〇、八五二	二、六八八、九一七	一、〇二二、九四八	五七二、三八〇	一、八八八、三八六	一〇、〇六二、四八三

(五) 戸口、漁船、海岸線ニ依ル水産生産額

郡市名	生産額	水産業者			沿海岸線一里當リ	漁一艘當リ	總戸口
		一戸當リ	一人當リ	一里當リ			
安藝	一、一四二	四二	九八	一七、八二八	六〇三	五〇	一〇
佐伯	八八四	五二六	一二六	二〇、五八〇	六六四	四〇	八、五
賀茂	八二二	九三三	三三〇	三七、四一九	一、四二四	三四	七、五
豊田	九七一	五二七	一一五	一六、七四〇	六四九	四〇	八
御調	九三九	六四六	一二七	四二、三三三	六九九	三六	七
深安	一、四五二	七三三	一七七	四九、〇六二	九三七	八〇	一、五
廣島	二、六一四	一、三九九	四六	五、三八〇	三三三	一	〇、二
尾道	四〇三	八四〇	二五二	六三七、七四三	一、六〇一	四七	九
福山	一四九	五二二	一三三	二九、五〇〇	一、一九四	一三	二、七
廣島縣	一〇、〇六二	三、一八〇	一、四九六	五七五、七二四	九一六	六	一、四
計		一六九	四〇、七〇五	二〇一、三八五	二六二	二七	五、八

(六) 海岸線並島嶼

郡市名	海岸線		周圍一里以上ノ島嶼名
	本土	島嶼	
安藝	九、五	五、三	倉橋島(三五、三)江田島(八、〇)上蒲刈島(七、二)下蒲刈島(四、八)
佐伯	八、七	三、三	鹿島(二、六)輪島(一、二)
賀茂	一六、八	四、九	能美島(一五、二六)嚴島(七、三)大黒神島(三、一八)阿多出島(二、二二)
豊田	一〇、七	四、三	大芝島(一、一九)情島(一、〇四)
御調	四、〇	一八、二	大崎上島(二、二)生口島(六、五)大崎下島(五、二八)佐木島(三、三)生野島(三、一〇)
沼隈	一五、三	一四、三	豊島(二、三)高根島(二、三)長島(一、二六)三角島(三、一〇)阿波島(一、〇九)
深安	一、六	一、三	尾久比島(一、〇七)齊島(一、〇七)白島(一、〇六)大久野島(一、〇三)
廣島	四、〇	三、一六	因島(一、〇三)向島(六、三)岩子島(一、三)大細島(一、二二)
吳	一、七	一、七	田島(四、二)百島(三、三)横島(三、二六)箕島(三、二)走島(一、三)仙醉島(一、二八)宇
尾道	〇、七	〇、七	治島(一、〇一)
福山	〇、七	〇、七	似島(三、一六)
計	七三、七	一七三、五	周圍一里以上ノ島嶼 三十八 周圍一里以下ノ島嶼 百二十六

(七) 本縣ニ於ケル水産業ノ地位

産業ノ種類		額	産業ノ種類		額
農業	耕	四、五九六	水産	業	一三、〇〇五
農業	畜	六、四九二	工業	業	七六八
農業	蠶	四、一六二	礦業	業	一五、七二四
農業	林	四、七七八			

(八) 各府縣ニ於ケル順位 (昭和六年)

種目	順位	各府縣ニ於ケル順位
水産業者	二	北海道、長崎、千葉、鳥根、山口、愛知、熊本、静岡、三重、岐阜、廣島
漁船	八	北海道、長崎、愛媛、山口、千葉、三重、兵庫、廣島
漁獲高	三	北海道、長崎、静岡、三重、山口、愛知、神奈川、兵庫、千葉、愛媛、高知、廣島

(九) 本邦ニ於ケル水産生産額 (昭和六年)

製造高	養殖高	鹽	一六	一六	一六
北海道、静岡、東京、宮城、千葉、長崎、山口、愛媛、鹿児島、京都、三重、岩手、富山、神奈川、愛知、廣島	東京、愛知、静岡、千葉、三重、廣島	香川、兵庫、山口、廣島	一六	一六	一六
千円	千円	千円	千円	千円	千円
一四七、八〇六	一三〇、七〇八	一九、一二三	九八、六四〇	三九六、二七七	

外ニ製鹽五二一、二六一、五〇九キログラム

本邦ニ於ケル水産生産額

昭和八年十月二十日印刷
昭和八年十月廿五日發行

廣島縣內務部商工水產課

廣島市小網町一九
印刷人 瀨川 常次

廣島市小網町一九
印刷所 瀨川印刷所

電話四六九九番
番下開二九六一番

142
312

終